

韓国における難民法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 難民法制定に向けた動き

- 1 難民受入れの現状
- 2 難民法案の発議
- 3 現行制度の問題点と難民法案

II 国会審議

- 1 法務部の方針転換
- 2 公聴会
- 3 修正法案の可決

III 難民法の概要

IV 難民法の課題

おわりに

翻訳：難民法

入されたのは、この時が初めてである。しかし、難民条約及び難民議定書の内容が、国内法に十分に反映されておらず、韓国の難民制度に対しては、様々な問題点が指摘されてきた。

このような状況を改善するため、2000年代の中頃から、民間の難民支援団体を中心に、従来の出入国管理法から独立した新しい難民法の制定が議論され始め、難民法案が作成された。難民法案は2009年5月に議員立法として発議後、国会審議を経て2011年12月29日に本会議で可決され、翌2012年2月10日に公布された。本稿では、難民法制定の背景と経緯、難民法の概要を紹介し、末尾に同法の翻訳を付す。

I 難民法制定に向けた動き

1 難民受入れの現状

韓国は1994年から難民認定手続を開始したが、その後、2000年まで難民を一切受け入れず、2001年になって、政府はようやくエチオピア人1人を初めて難民として認定した⁽⁶⁾。2000年代後半以降は、難民認定数が増加傾向にあるものの、2012年5月末までの難民認定者数の累計は290人に留まっている（表1参照）。難民に該当しない場合であっても、政府が、人道的配慮による在留許可を与える場合もあったが、難民認定者と同じく低調に推移している。2012

はじめに

韓国は、1992年に「難民の地位に関する1951年の条約⁽¹⁾」（以下「難民条約」という。）及び「難民の地位に関する1967年の議定書⁽²⁾」（以下「難民議定書」という。）に加入した。翌1993年の出入国管理法改正⁽³⁾により難民関連条項を新設し、1994年から難民認定手続を開始した⁽⁴⁾。難民条約加入以前にも、ベトナム難民（ボートピープル）を受け入れたことがあるが⁽⁵⁾、難民条約に基づく難民認定手続が制度として導

(1) 「難民の地位に関する条約」（外務省公定訳 昭和56年条約第21号）〈http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S57-0001_1.pdf〉；〈http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S57-0001_2.pdf〉以下、インターネット情報は2012年7月9日現在である。

(2) 「難民の地位に関する議定書」（外務省公定訳 昭和57年条約第1号及び外務省告示第1号）〈<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S57-0047.pdf>〉

(3) 「出入国管理法」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1475&PROM_DT=19931210&PROM_NO=04592〉

(4) 出入国管理40年史編集委員会編『出入国管理四十年史』法務部、2003、pp.465-467.

(5) 同上、pp.187-189.

(6) 同上、pp.466-467.

表 1 韓国における難民認定状況 (1994 年～ 2012 年 5 月)

年度	申請	認定	人道的在留	不認定	申請撤回
1994	5	0	0	50	39
1995	2	0	0		
1996	4	0	0		
1997	12	0	0		
1998	26	0	0		
1999	4	0	0		
2000	43	0	0		
2001	37	1	0		
2002	34	1	8		
2003	84	12	5		
2004	148	18	1	7	9
2005	410	9	13	79	29
2006	278	11	13	114	43
2007	717	13	9	86	62
2008	364	36	14	79	109
2009	324	70	22	994	203
2010	423	47	35	168	62
2011	1,011	42	20	277	90
2012 (1-5)	590	30	2	254	70
計	4,516	290	142	2,108	716

(注) 統計により数値が異なっている場合は、『출입국·외국인정책 통계월보 2012년 5월』の数値を採用した。

(出典) 법무부, 출입국·외국인정책본부 (法務部, 出入国·外国人政策本部) 『출입국·외국인정책 통계월보 2012년 5월』 (出入国·外国人政策統計月報2012年5月) <http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti0097&strWrtNo=95&strAnsNo=A&strNbodCd=noti0703&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_40402000&strOrgGbnCd=104000&strThisPage=1&strNbodCdGbn=>; 김현미 (キム・ヒョンミ) ほか 『한국 체류 난민 등의 실태조사 및 사회적 처우 개선을 위한 정책 방안』 (韓国在留難民等の実態調査及び社会的処遇改善のための政策方案) 法務部, 2010. <http://www.prism.go.kr/homepage/researchsearch/organ/retrieveOrganLeft.do?detail_id=1270000-201100007&flag=organ&levelUseYn=N> 等を基に筆者作成。

年 5 月末時点において審査中の者は 1,260 人である。

なお、北朝鮮離脱住民は、韓国では難民として扱われないため、ここには含まれない。北朝鮮離脱住民への支援等に関しては、1997 年に「北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する

法律⁽⁷⁾」が制定されている。

出入国管理法に難民認定手続等に関する条項が新設されたものの、難民条約等で保障されている難民の権利等が十分に反映されていなかったため、韓国において難民として認定を受けるには、多くの困難が伴った。審査期間は長い場

(7) 「북한이탈주민의 보호 및 정착지원에 관한 법률」(北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律)

<http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1292&PROM_DT=20100326&PROM_NO=10188>

合で数年に及び、その間の就労の機会も十分に与えられないなど、難民申請者は難民認定手続及び処遇の両面において、不安的な地位に置かれていた⁽⁸⁾。このため、行政府から独立した国家人権委員会が、2006年6月に難民認定手続及び社会的処遇等に関する改善勧告⁽⁹⁾を出すなど、国内外の機関が、韓国政府に対して難民制度の改善勧告を行ってきた⁽¹⁰⁾。

過去、韓国の難民制度に、全く改善が見られなかったわけではない。1993年以降、韓国政府は出入国管理法の改正を通して、少しずつではあるが、難民制度の改善に取り組んできた(表2参照)。2005年2月には、法務部(法務省に相当)内に弁護士、大学教授等の民間専門家から構成される「難民法制定・改正研究委員会」が設置され、法改正に向けた議論を開始した⁽¹¹⁾。

しかし、法務部における法改正の議論の枠組みは、あくまで難民制度を出入国管理法の体系の中に位置づけることを前提としていた。法務部は2007年11月、出入国管理法一部改正法律

案を立法予告し、その中で、「出入国管理法という題名では、一般国民が難民行政に関する根拠法律として理解するのに困難である」として、法律の題名を「出入国管理及び難民認定に関する法律」に変更する方針であることを明らかにした⁽¹²⁾。

2 難民法案の発議

政府による出入国管理法の改正とは別に、NGOを中心とする難民支援団体のネットワークによる難民制度の改善を目指した動きが、2000年代の中盤から始まっていた。「避難処」等の難民支援団体は2004年、国家人権委員会の支援で『国内外国人難民人権実態調査報告書』を刊行し、その中で「出入国管理法の難民認定関連条項を削除し、独立の「難民の認定及び処遇に関する法律」(仮称)をつくる必要がある」と提言した⁽¹³⁾。その後、難民支援団体は、国連難民機構⁽¹⁴⁾、国家人権委員会等を巻き込んで難民政策の改善を研究するネットワーク(以下「難

(8) 韓国における難民等の実態については、以下の資料を参照。비난처(避難処)ほか『국내 외국인 난민 인권 실태조사 보고서』(国内外国人難民人権実態調査報告書) 国家人権委員会, 2004; 김중철(キム・ジョンチョル)ほか『2008. 국내 난민 등 인권실태조사』(2008. 国内難民等人権実態調査) 国家人権委員会, 2008. <http://library.humanrights.go.kr/hermes/imgview/08_90.pdf>; 김현미(キム・ヒョンミ)ほか『한국 체류 난민 등의 실태조사 및 사회적 처우 개선을 위한 정책 방안』(韓国在留難民等の実態調査及び社会的処遇改善のための政策方案) 法務部, 2010. <http://www.prism.go.kr/homepage/researchsearch/organ/retrieveOrganLeft.do?detail_id=1270000-201100007&flag=organ&levelUseYn=N>

(9) 「난민의 인권보호를 위한 정책개선에 대한 권고」(難民の人権保護のための政策改善に対する勧告) 『국가인권위원회 결정례』(国家人権委員会決定例) <http://www.humanrights.go.kr/00_main/main.jsp> より。

(10) 2008年6月に採択された、国連人権理事会の国別人権状況の普遍的・定期的レビュー(UPR)審査結果においても、韓国は国際難民法に沿って難民認定手続が行われるようにすることを勧告された。<http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/KR/A_HRC_8_40_RoK_E.pdf>

(11) 法務部『法務年鑑 2006』p.289. <http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti0011&strWrtNo=274&strAnsNo=A&strNbodCd=noti0011&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_40600000&strOrgGbnCd=100000&strThisPage=1&strNbodCdGbn=>> 同委員会では、比較的革新的な出入国管理法改正案が検討されていたとされるが、法務部内の調整過程で内容がトーンダウンしてしまったという。이호택(イ・ホテク)「한국 난민법의 제정 과정에 대한 평가」(韓国難民法の制定過程に対する評価) <<http://blog.naver.com/pnan?Redirect=Log&logNo=60156252340>>

(12) 「출입국관리법 개정안 입법예고」(出入国管理法改正案立法予告) <http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_04/BoardList.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_40203000&strFilePath=moj/&strNbodCd=forum002> より。同立法予告案は、国会には提出されなかったが、内容の一部が他の議員立法に反映された。

(13) 避難処ほか 前掲注(8), p.22.

(14) 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)を指す。

表 2 出入国管理法の難民関連条項の改正の経緯

改正日時	主な改正内容	備考
1993.12.10	難民関連条項を新設	<政府提出法案>
2001.12.29	第 76 条の 2 (難民の認定) → 入国、上陸等から 60 日以内であった難民認定の申請期間を、1 年以内に延長	<政府提出法案>
2008.12.19	第 76 条の 4 (異議申立て) → 異議申立ての期間を、不認定通知を受けた日から 7 日以内から、14 日以内に延長 第 76 条の 8 (難民等の処遇) の新設 → 難民条約に規定する地位及び処遇の保障を、政府の努力義務と規定 (第 1 項) → 人道的配慮による在留許可の法的根拠 (第 2 項) → 難民申請者及び人道的配慮による在留許可者に対する就業許可 (第 3 項) 第 76 条の 9 (難民支援施設) 新設 → 法務部による難民支援施設設置の法的根拠整備 第 76 条の 10 (難民の相互主義の適用の排除) 新設 → 難民認定者には、他の法律の規定にかかわらず、相互主義を適用しない	<議員立法> (ただし、政府の 2007 年 11 月の立法予告案の一部が反映されている) ・ 法務部の内部指針により付与されていた人道的配慮による在留許可を明文化 ・ 難民申請者に対しては、大統領令の規定により、原則的に難民認定の申請をした日から 1 年以内に決定がなされなかった場合に就業を許可 ・ 韓国は難民条約加盟に当たり、第 7 条 (相互主義の適用の免除) を留保したが、法改正により、国内法で難民認定者に対する相互主義を排除
2010.5.14	第 62 条 (強制退去命令書の執行) → 難民申請者 (認定審査中及び異議申立て審査中をも含む) 送還禁止 (ただし、大韓民国の安全を害し、又は害するおそれのある場合を除く) の新設 第 64 条 (送還国) → 難民を、送還が禁止されている国へ送還することができる特例を、法務部長官が「大韓民国の利益又は安全を害すると認めるとき」から「大韓民国の安全を害すると認めるとき」へ変更 第 76 条の 3 (難民認定の取消し) → 難民認定を取り消すことができる場合に、難民条約で認められている取消事由及び虚偽文書の提出等により難民認定を受けたことが明らかになった場合を追加	<政府提出法案> ・ 難民法案の国会審議中に本会議で可決

(出典) 「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안 (황우여의원 대표발의) 검토보고」(難民等の地位及び処遇に関する法律案 (ファン・ウヨ議員代表発議) 検討報告) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Z0B9H0R5S2U5M1E0H3Z0L0L4M3N5E7>; 황필규 (ファン・ピルギュ) 「「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안」상 난민 등의 권리—난민 등의 경제적, 사회적 및 문화적 권리를 중심으로—」(「難民等の地位及び処遇に関する法律案」上の難民等の権利—難民等の経済的、社会的及び文化的権利を中心に—) 国会人権フォーラム編『難民の社会権の制度的保障—現況と課題』国連難民機構, 2010. 等を基に筆者作成。

民ネットワーク」という。)を形成し、2006 年から月例会を通じて議論を開始した⁽¹⁵⁾。

難民法制定作業が本格化したのは、2008 年頃からである⁽¹⁶⁾。これは、2007 年 11 月に法務部が立法予告した前述の出入国管理法一部改正

法律案の内容が、難民支援団体にとって満足のいく内容ではなかったことに端を発している。

「これまで議論されてきた難民法改正に関する要求事項の大部分が受け入れられず、不十分な内容だったので、難民支援民間団体、弁護士等、

(15) イ 前掲注(11)

(16) 박영아(パク・ヨンア)「난민법안 통과! 난민법 제정은 현재진행형!」(難民法案通過! 難民法制定は現在進行形!) <<http://www.kpil.org/opboard/viewbody.php?BoardType=&admin=&category=&code=column&id=213&keyfileId=&keyword=&number=213&page=1>>

これまで難民分野において活動してきた活動家らが、別途の難民法改正案を準備して議員立法を推進⁽¹⁷⁾」することになった。その後、「現行難民制度の問題点に対する既存の実態調査の結果、学界の研究、市民団体の議論、欧州連合(EU)の難民保護に関する各種基準、各国の立法例等を積極的に受容・総合⁽¹⁸⁾」して草案が作成された(後掲の表3参照)。

難民ネットワークは、「政府案よりも優れた出入国管理法」ではなく、「出入国管理法から独立した難民法」の制定を目指した。「出入国管理法が、国民及び外国人の出入国管理及び大韓民国に在留する外国人の在留管理を立法目的としている半面、難民法は、難民条約、難民議定書その他国際人権法の規定により大韓民国において難民等の地位を保障することを立法目的としているため、その立法目的が明確に区分され、また、出入国管理法のいくつかの条文だけでは、難民条約、難民議定書等の国際人権法上保障される難民等の認定手続及び社会的処遇が反映されにくい⁽¹⁹⁾」との理由からである。

難民ネットワークが議員立法による難民法制

定を推進するに当たり、大きな役割を果たしたのが、国会議員の研究団体「国会人権フォーラム⁽²⁰⁾」(代表:ハンナラ党(当時)ファン・ウヨ議員)である。国会人権フォーラムは、2005年6月に難民支援団体とシンポジウム「韓国の難民実態と難民制度改善方案」を開催するなど、以前から難民問題に関心を寄せていた。2008年12月には、難民ネットワークが作成した「難民等の地位及び処遇に関する法律案」(以下「難民法案」という。)をテーマにした「[難民等の地位及び処遇に関する法律]制定のための公聴会」を国会議員会館で開催し、難民ネットワークを積極的に支援した。2009年5月、国会人権フォーラム代表のファン・ウヨ議員により、難民法案が国会に代表発議された⁽²¹⁾。

3 現行制度の問題点と難民法案

出入国管理法の規定による現行の難民制度(図1参照)に対しては、①申請場所、②申請期間、③審査期間、④審査機関、⑤手続的権利保障、⑥難民申請者の就業、⑦難民等の処遇等について、様々な問題点が指摘されてきた⁽²²⁾。

(17) 이호택 (イ・ホテク) 「난민법 제정의 필요와 영향」(難民法制定の必要及び影響) 国会人権フォーラム編『「難民等の地位及び処遇に関する法律」制定のための公聴会』国会人権フォーラム, 2008, p.14.

(18) 황필규 (ファン・ピルギユ) 「[난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안] 상 난민 등의 권리—난민 등의 경제적, 사회적 및 문화적 권리를 중심으로—」(「難民等の地位及び処遇に関する法律案」上の難民等の権利—難民等の経済的、社会的及び文化的権利を中心に—) 国会人権フォーラム編『難民の社会権の制度的保障—現況と課題』国連難民機構, 2010, p.12.

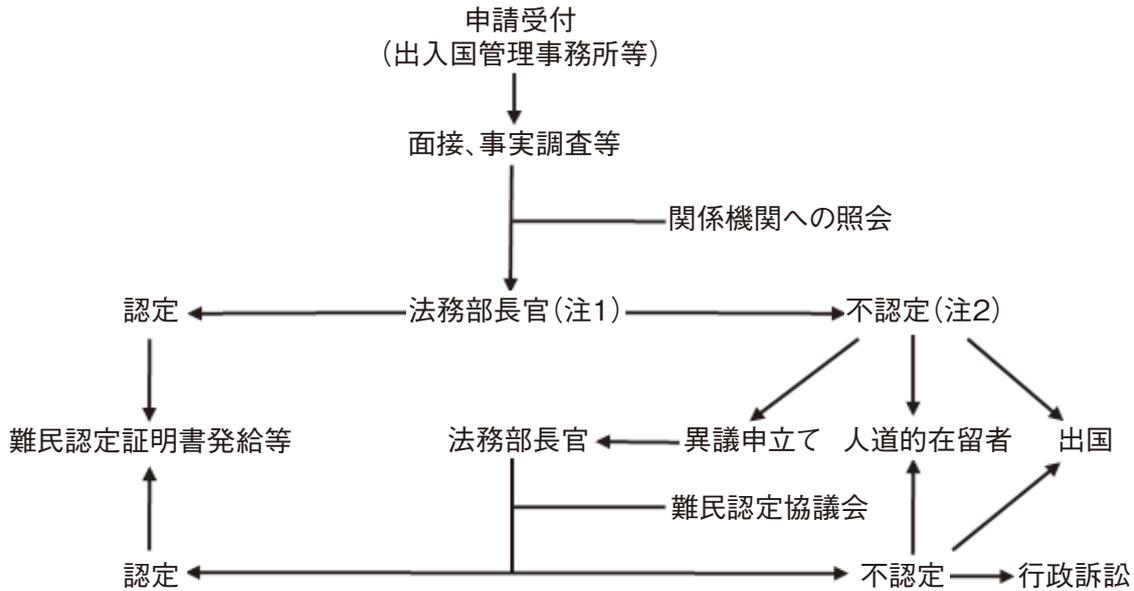
(19) 황필규 (ファン・ピルギユ) 「난민 등의 지위 및 처우에 관한 법률 제정 법률안」(難民等の地位及び処遇に関する法律制定法律案) 国会人権フォーラム編『「難民等の地位及び処遇に関する法律」制定のための公聴会』国会人権フォーラム, 2008, p.41. なお、2006年6月の国家人権委員会の改善勧告においても、出入国管理法から独立した法律の制定を勧告している。前掲注(9)。

(20) 国会人権フォーラムは、1996年に設立された国会議員の研究団体である。国会人権フォーラムに所属している国会議員は、韓国国会サイトから確認することができる。〈http://www.assembly.go.kr/renew10/mem/mem/research_grp_list.jsp〉より

(21) 「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안」(難民等の地位及び処遇に関する法律案) 〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Z0B9H0R5S2U5M1E0H3Z0L0L4M3N5E7〉 全国難民弁護団連絡会議による難民法案の日本語訳が以下のURLに掲載されている。〈<http://rafiq.jp/wrd/10/siryu/KoreanProposedLaw.pdf>〉 法案作成の経緯等に関する日本語資料は、以下の資料を参照。キム・ジョンチョル「韓国の難民政策のこれまでと前進への動き」〈<http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2010/09/post-110.html>〉; キム・ジョンチョル「韓国の難民に関する法制度と処遇についての小考」〈<http://www.rafiq.jp/wrd/10/siryu/KIM'sData.pdf>〉

(22) 정인섭 (チョン・インソプ) 「한국에서의 난민 수용 실행」(韓国における難民受入れの実行) 『ソウル国際法研究』16巻1号, 2009, pp.212-220.

図1 現行の難民認定手続及び異議申立ての流れ



(注1) 法務部長官から委任された出入国・外国人政策本部長が決定を行っていたが、業務の効率化等を理由に、順次出入国管理事務所に決定権を移管中である。2011年度は、全決定件数の44%をソウル出入国管理事務所長が決定した。

(注2) 難民認定の申請に対して不認定の決定がなされた場合、異議申立てを行わずに、行政審判又は行政訴訟を提起することもできる。ただし、異議申立てを行った場合は、行政審判の請求はできない。

(出典) 박명도 (パク・ピョンド) 「우리나라 難民認定節次の改善方案」(我が国難民認定手続の改善方案) 『中央法学』9集2号, 2007.8, p.173 ; 「2012년도 중앙행정기관 시행계획—제1차 외국인정책 기본계획 2008-2012—」(2012年度中央行政機関施行計画—第1次外国人政策基本計画 2008-2012—), pp.372-373. <http://www.immigration.go.kr/HP/COM/bbs_003/ListShowData.do?strNbodCd=noti0095&strWrtNo=44&strAnsNo=A&strOrgGbnCd=104000&strRtnURL=IMM_6040&strAllOrgYn=N&strThisPage=1&strFilePath=imm/>等を基に筆者作成

前述のように、政府は出入国管理法の改正により漸進的に改善を図ってきたが、難民法案では、さらなる改善を図る内容が盛り込まれた。

①については、現行制度では、空港、港湾等において、入国前に難民認定の申請を行うことは困難であったが、難民法案では入国前の空港、港湾等における申請ができるようにした。②については、現行制度では、原則として入国した日(在留中に難民事由が発生した場合は、その事実を知った日)から1年以内に難民認定の申請を行わなければならないとされていたが、難民法案では同制限を撤廃した。③については、現行制度では難民認定の審査及び異議申立ての審査期間が法律で規定されていなかったが、難民法案では両審査とも、最長で1年と規定した。④については、現行制度では、異議申立ての審査機関の独立性及び専門性が問題とされたが、

難民法案では、審査機関の独立性及び専門性を強化する内容が盛り込まれた。⑤については、出入国管理法で規定されていなかった弁護士の助力、信頼関係がある者の同席、通訳、調書等の閲覧、個人情報保護等が難民法案に盛り込まれた。⑥については、2008年12月の出入国管理法改正により、すでに難民申請者の就労許可に関する規定が新設されており、法務部長官が、申請後一定期間(1年)経過した難民申請者の就労を許可することができたが、難民法案では期間がさらに申請後6か月経過後に短縮された。⑦については、出入国管理法では、難民認定者に対して、難民条約に規定する地位及び処遇を保障することを「努力義務」とするなど、処遇の不十分さが指摘されていたが、難民法案では、難民認定者等に対する処遇が具体化された(詳細については後掲の表3参照)。

II 国会審議

難民法案は、国会審議の過程において、法務部等の意向に沿って、①制度の悪用・濫用の防止、②国の財政負担の軽減という2つの観点を中心に修正が行われた。以下、この章では、法務部の方針転換から公聴会を経て修正法案の可決に至る流れを整理する。

1 法務部の方針転換

国会に発議された難民法案は、発議された翌日の2009年5月26日に法制司法委員会に付託された。2009年11月18日から、同委員会の審査が開始され、さらに詳細な法案審査を行うため、同委員会の小委員会に付託された。

2010年4月5日に開かれた小委員会では、国会人権フォーラムに所属するハンナラ党（当時）ホン・イルピョ委員から、「国際社会において、人権国家としての地位を高め、国の品格を高めるのに、肯定的に寄与する」として、法制定の必要性を訴える意見が出る一方で、ハンナラ党（当時）のソン・ボンギョ委員からは「不法滞在者が難民申請をして業務が混乱する」として、制度の悪用に懸念を表明する意見も出された²³⁾。

国会審議において特筆すべき点は、法務部が方針転換を行ったことである。同小委員会に出席した法務部のファン・ヒチョル次官は、「独立法を制定することについては積極的に賛成を

しているが、難民法案の内容には、国の財政負担が大きく増え、また濫用のおそれがあるため、難民認定や、申請者に対する処遇範囲、適正性に対する十分な検討が必要²⁴⁾」と述べた。

前述のとおり、難民法案が発議される前、法務部は、従来の出入国管理法の体系を前提として法改正を進める方針をとっていた。2008年12月に開催された前述の「難民等の地位及び処遇に関する法律」制定のための公聴会においても、法務部のチャ・ギュグン国籍難民課長は、難民法案について、「別途に難民法を制定するよりは、難民認定手続は「出入国管理法」において、難民に対する処遇は「在韓外国人処遇基本法²⁵⁾」において定めることに対する十分な議論が必要²⁶⁾」として、出入国管理法から独立した難民法の制定に慎重な姿勢を見せていた。

ところが、国会審議では、「独立した法律で規定するのが、外から見ても、我が国（韓国）が人権先進国であるという点を広報するのにもよい²⁷⁾」と述べるなど、独立した難民法の制定に賛成する意向を明らかにし、その上で、法務部の意向に沿って難民法案の修正を図る方針に転換した。

2 公聴会

2010年11月24日、法制司法委員会において、難民法案に関する公聴会が開催された²⁸⁾。公聴会には、陳述人として、難民法案作成に関わったファン・ピルギョ弁護士、前述した法務部の

(23) 「第18代国会第289回国会（臨時会）法制司法委員会会議録（法案審査第1小委員会）第1号」2010.4.5, pp.11-13. <http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/289/pdf/289ba3001b.PDF>

(24) 同上, p.12.

(25) 在韓外国人処遇基本法については、以下の資料を参照。白井京「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生—」『外国の立法』No.235, 2008.3, pp.135-145. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000281_po_023504.pdf?contentNo=1>

(26) 차규근 (チャ・ギュグン) 「토론문」(討論文) 国会人権フォーラム編『「難民等の地位及び処遇に関する法律」制定のための公聴会』国会人権フォーラム, 2008, p.129.

(27) 前掲注(23), p.13.

(28) 「第18代国会第294回国会（定期会）法制司法委員会会議録第14号」2010.11.24, pp.21-43. <http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/294/pdf/294ba0014b.PDF>

チャ・ギュグン課長、檀国大学法学部のオ・スンジン教授、光州地方裁判所順天支部のキム・ソンス部長判事の4名が出席した⁽²⁹⁾。

ファン・ピルギユ弁護士は、難民法制定を推進する立場から、国会審議過程で一部修正等があるとしても、最低限、難民法に盛り込むべき具体的かつ実質的な規定として、①空港、港湾等における難民認定手続の明文化、②難民認定手続中の手続的権利保障（通訳、弁護士の助力、信頼関係がある者の同席、調書内容の確認、書類等の閲覧・複写権等）、③難民申請者の拘禁の最小化、④難民申請決定機関の独立性及び審査能力の確保、⑤難民申請者及び人道的配慮による在留者の生存権保障、⑥難民として認定された者に対する、難民条約等に基づく権利保障を挙げた。さらに、難民法案通過による難民の大量流入、不法滞在者の難民申請増加等のおそれに対しては、誤った前提や杞憂に基づくものが大部分であるとし、新たな財政負担についても過度な負担ではなく、確保すべき必要な予算であると述べた。オ・スンジン教授及びキム・ソンス部長判事も、基本的に難民法案に賛成の立場であり、難民法案の中で各自が修正を要すると考える点について、それぞれ指摘を行った。

これに対して法務部のチャ・ギュグン課長は、独立した難民法制定の趣旨に共感するとしながらも、法務部の立場から、制度の濫用による難民申請者の急増等のおそれを指摘し、難民申請者の範囲を、「司法手続前の難民認定手続が継続中の者」に限定し、不許可の決定に対する取消訴訟中の者を除外するべきと述べると

もに、難民制度に便乗した長期在留等、国の財政に負担になるおそれのあるいくつかの条項については、慎重な検討が必要であると述べた。

チャ・ギュグン課長は、そのほかにも、異議申立て後の難民関連訴訟を高等裁判所から開始（3審制から2審制に簡略化）する等の方法により効率化することや、制度の濫用と認められる難民申請には、別途の手続で迅速な処理ができる条項を難民法案に追加することも主張した。

また、チャ・ギュグン課長は、当初法務部が難民法制定に反対した理由について、「最初は、独立した法律を制定しなくても、従前の出入国管理法の難民条項の整備でも十分ではないかと判断したため⁽³⁰⁾」と述べた。

3 修正法案の可決

2011年6月23日、再び法制司法委員会小委員会が開催された⁽³¹⁾。同小委員会では、公聴会及び関係省庁からの意見を基に論点整理が行われ、法務部から、新たに「難民判定官」新設の提案がなされた。ハンナラ党（当時）チュ・ソンヨン小委員長が、難民法案を發議したファン・ウヨ議員側、法務部及び法制司法委員会専門委員室の3者に対し、次の委員会で審査を終えるつもりで最終案（以下「3者修正案」という。）をまとめるよう指示した。

3者修正案をとりまとめる過程では、ファン・ウヨ議員側及び法制司法委員会専門委員室を間に挟んで、難民ネットワーク側と法務部の攻防があったとされる⁽³²⁾。難民ネットワーク側は、従来からの主張に沿った内容を大筋で3者修正案

(29) 陳述人の陳述要旨については、以下の資料を参照。「난민등의 지위와 처우에 관한 법률안에 대한 공청회 자료」(難民等の地位及び処遇に関する法律案に対する公聴会資料) 〈http://legislation.na.go.kr/site?siteId=site000000017&pageId=page000001873&bd_mode=read&bd_pageNumber=1&bd_searchTerm=&bd_searchKeyword=&bd_recordId=2010120025978〉

(30) 前掲注(28), p.34.

(31) 「第18代国会301回国会(臨時会)法制司法委員会会議録(法案審査第1小委員会)第1号」2011.6.23, pp.2-12. 〈http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/301/pdf/301ba3001b.PDF〉

(32) 이호택(イ・ホテク)「난민법 제정의 의미와 과제」(難民法制定の意味と課題) p.3. 〈<http://www.apil.or.kr/1069>〉

に盛り込み、難民申請者の範囲についても、法務部が難色を示していた訴訟中の者まで含めることに成功した。その一方で、制度の濫用により、難民に該当しないと思われるにもかかわらず難民申請を行った者に対して、迅速な手続による処理を行う条項の追加や、難民等の処遇に関する財政負担の軽減については、法務部の意見が反映された。

結果的に、3者修正案においては、難民の処遇については、国の財政負担を軽減する方向に後退するとともに、制度の濫用による難民申請については、①虚偽文書の提出等による申請、虚偽の陳述等の場合、②難民認定を受けられなかった者、又は取り消された者が、重大な事情の変更なく再度申請した場合、③1年以上在留している者が、在留期間満了日間近に申請し、又は強制退去の対象となっている外国人が、その執行を遅らせる目的で申請した場合、④疾病その他やむを得ない場合を除き、1年を超えて

在留した後に申請した場合（ただし、在留中に難民認定事由が発生した場合においては、その事実を知った時から1年を超えて申請したとき）³³⁾については、審査手続の一部を省略することができる簡易手続規定が追加された。なお、法務部が主張していた難民関連訴訟の簡略化は、3者修正案には盛り込まれなかった。

2011年12月28日、法案可決前の最後の法制司法委員会小委員会で、3者修正案が議論の俎上に載せられた³⁴⁾。3者修正案に盛り込まれた簡易手続により処理できる4つの場合のうち、④については、実際に1年以上経過してから申請する者が多いこと、④に該当する場合は③にも該当するため、④がなくても法務部の憂慮は解消できる等の意見が出されたため、法務部が削除に同意した。修正法案は同日委員会を通過し、翌12月29日に国会本会議で可決された（修正案の内容は、表3を参照）。

表3 出入国管理法、難民法案及び国会修正案の比較

	出入国管理法	難民法案	国会修正案
法律の題名	出入国管理法	難民等の地位及び処遇に関する法律	難民法
難民等の定義又は要件	「難民」(第2条)及び「人道的配慮による在留者」(第76条の8)について規定。「難民」の定義は、難民条約に準ずる。難民申請者の範囲が訴訟中の者まで含むのかは不明確	「難民」、「人道的配慮による地位を付与された者」、「難民申請者」等を定義(第2条)。「難民」の定義が従来の解釈より拡大し、市民権を有する国も国籍国に含む	「難民」の定義を難民条約の定義に一致させる方向で修正。市民権を有する国は国籍国から除外(第2条)
難民の強制送還禁止の例外規定	大韓民国の利益又は安全を害すると認めるときは例外であったが、2010年5月の出入国管理法改正により、「利益」を削除(第64条)	例外規定なし(第3条)	例外規定なし(第3条)
難民認定の申請期間の制限	原則的に、大韓民国上陸又は入国(在留中に難民事由発生時は、その事実を知った日)から1年以内(第76条の2)	制限なし	制限なし
難民申請者の在留	2010年5月の改正により、大韓民国の公共安全を害し、又は害するおそれがない限り、強制退去命令を受けた者であっても、認定審査中又は異議申立て審査中の在留可となる(第62条)。行政訴訟中の者の在留については規定なし。	行政訴訟中の者も含め、最終的な決定が確定するまで在留可(第5条)	行政訴訟中の者も含め、最終的な決定が確定するまで在留可(第5条)

33) 「第18代国会第304回国会(臨時会)法制司法委員会会議録(法案審査第1小委員会)第1号」2011.12.28, pp.2-10. <http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/304/pdf/304ba3001b.PDF> ④の内容については、会議録の各出席者の発言内容から筆者がとりまとめた。

34) 同上

空港・港湾等における入国前の難民申請	一時上陸許可（第16条の2）による上陸後の申請以外は不可。一時上陸許可は、船舶等に乗っている外国人が対象	空港、港湾及び国境において、入国審査前に難民認定の申請可。空港・港湾等における申請時は、原則的に申請から4週間で決定し、決定できないときは入国又は臨時在留を許可し、通常審査に移行（第6条）	国境における難民認定の申請を削除し、空港等に留まらせる期間を4週間から7日に短縮するとともに、審査前に、審査に回付するかどうかを決定する手続を追加し、7日以内に審査回付未決定の場合は入国を許可（第6条）
難民申請者面接時の録音・録画	規定なし	規定なし	面接過程に録音・録画制度を追加（第8条）
難民審査官	規定なし	規定なし	難民業務を専門に担当する難民審査官制度を追加（第8条）
簡易手続	規定なし	規定なし	虚偽の文書の提出等による難民申請等に対し、審査手続の一部を省略することができる簡易手続を追加（第8条）
審査終了	規定なし	規定なし	面接等のための出席要求に3回以上応じない難民申請者に対し、審査を終了できる内容を追加（第8条）
立証責任	規定なし	難民申請者にあり。ただし陳述を裏付ける証拠なしという理由での認定拒否は不可（第9条）	立証責任を明示しないこととし、難民申請者に有利な資料も積極的に収集し、審査資料として活用しなければならないとする内容に修正（第9条）
弁護士の助力	規定なし	弁護士（貧困等の場合は国庫負担による弁護士選任）の助力を受ける権利（第12条）	「弁護士」を「弁護士」に修正。国庫負担による弁護士選任の規定を削除（第12条）
信頼関係がある者の面接への同席	規定なし	難民申請者の要請により信頼関係がある者の同席を許可しなければならない（第13条）	同席を「許可しなければならない」から「許可することができる」に修正（第13条）
通訳	規定なし	難民申請者が韓国語で十分な意思の表現ができないときに、一定の資格を有する通訳に通訳させる義務（第14条）	難民申請者が韓国語で十分な意思の表現ができないときに、一定の資格を有する通訳に通訳させる義務（第14条）
資料等の閲覧及び複写	規定なし	難民申請者本人の提出資料及び面接調査のほか、法務部長官が保有している資料等も閲覧・複写可（第16条）	閲覧・複写の範囲を、難民申請者本人の提出資料及び面接調査に限定し、公正性に著しい支障があるときは例外的に制限できるように修正（第16条）
個人情報	規定なし	難民申請者等の個人情報等を保護する義務（第17条）	難民申請者等の個人情報等を保護する義務（第17条）
難民認定の審査期間	規定なし	原則的に、難民認定申請書を受領した日から6か月以内。ただし6か月延長可能（最長1年）（第18条）	原則的に、難民認定申請書を受領した日から6か月以内。ただし6か月延長可能（最長1年）（第18条）
保護（収容）中の外国人が難民認定の申請を行った場合	認定審査中の期間を含め、送還時まで保護可。3か月を超えるときは、3か月ごとに法務部長官の承認を要する（第62条）。	申請時に、出入国管理法の規定により保護中のときは、申請から6か月を超えて行う保護は不可。ただし1回に限り裁判所の許可を得て6か月延長可（最長1年）（第21条）	保護中の難民申請者の保護期間を原則6か月（裁判所の許可があるときは、最長1年）に制限する条項を削除
異議申立て	・2008年12月の改正により、異議申立ての期間が、通知を受けた日から7日以内から、14日以内に延長。 ・異議申立てに対する審査期間の規定なし（第76条の4）	・通知を受けた日から30日以内に申請。申請から6か月以内に決定。ただし、さらに6か月延長可（最長1年）（第22条） ・難民申請者が口頭で意見を陳述する機会を保障しなければならない（第22条）	・通知を受けた日から30日以内に申請。申請から6か月以内に決定。ただし、さらに6か月延長可（最長1年）（第21条） ・異議申立てに対する難民委員会の審査手続に関する具体的事項を、大統領令で定めるよう修正し、大統領令において、難民申請者が口頭で意見を陳述する機会を保障する旨の附帯意見を追加（第21条及び附帯意見）
虚偽文書提出等による認定取消し	2010年5月の改正により、虚偽文書提出等による認定取消しについて規定（第76条の3）	規定なし。ただし、出入国管理法の規定を準用（第4条）	虚偽文書提出等による認定取消し規定に関する条項を新設（第22条）

人道的配慮による在留許可の申請	規定なし。人道的配慮による在留許可は、法務部長官の裁量事項(第76条の4)	難民認定の申請と人道的配慮による在留許可申請の選択的申請が可(第27条)	難民認定申請と人道的配慮による在留許可申請を選択的に行えるとした規定を削除
再定住(注)	規定なし	国務会議の審議を経て、海外難民の国内再定住を許可できる(第28条)	再定住希望難民に対する審査機関を、「国務会議」から在韓外国人処遇基本法第8条の規定による「外国人政策委員会」に修正(第24条)
難民委員会の設置及び国連難民機構との交流・協力	・出入国管理法ではなく、同法施行規則に定める難民認定協議会が、難民認定、異議申立て等について協議(施行規則第67条の2)。異議申立てに関する決定の最終判断は法務部長官 ・国連難民機構との交流・協力については規定なし	・難民政策及び異議申立てに関する事項を審議・議決する難民委員会を設置(第29条～第34条)。異議申立てに関する決定の最終判断は難民委員会 ・国連難民機構の難民申請者との面談、面接への立会い、難民委員会の審査への参加等に協力(第35条)	・難民委員会の委員長及び委員を、大統領ではなく法務部長官が任命又は委嘱する内容に修正(第26条)。難民委員会を議決機関とする規定を削除。異議申立てに関する決定の最終判断は法務部長官 ・国連難民機構の難民委員会審議過程への参加に関する規定を削除
難民認定者の処遇	・2008年12月の改正により、難民条約に規定する支援及び処遇の保障についての努力義務を規定(第76条の8) ・2008年12月の改正により、相互主義の適用を排除(第76条の10)	・難民条約及びその他国際人権条約等の規定による処遇を保障(第36条) ・生計費、医療、教育、社会適応等に関する支援(第37条～第41条) ・外国で履修した学校の学歴及び外国で取得した資格の認定(第42条～第43条) ・難民の配偶者及び20歳未満の子に対する入国許可及び難民認定・相互主義の適用を排除(第45条)	難民認定者の配偶者及び20歳未満の子に対する難民の地位の付与に関する規定を削除(第37条)
人道的配慮による在留許可者の処遇	2008年12月の改正により、特に人道的な配慮が必要と認められる場合の在留許可を規定(第76条の8)	出入国を除き、難民に対する規定を準用(第47条)	難民に準じた処遇を行う規定を削除し、就労のみ、法務部長官が許可することができる内容に修正(第39条)
難民申請者の処遇	2008年12月の改正により、申請後、1年を経過しても認定手続が終わらないときの就労許可を規定(第76条の8)	・生計費の支援及び申請後、6か月経過後も認定手続未終了時は就労許可(第48条) ・住居、医療、教育等に関する支援(第49条～第52条)	・難民申請者に対する生計費、住居の支援を、「行わなければならない」から「行うことができる」に修正(第40条及び第41条) ・住居施設について、自由な入所及び退所が保障されなければならないとした規定を削除(第41条)
特定難民申請者の処遇制限	規定なし	規定なし	難民不認定の決定に対する行政審判又は行政訴訟が進行中の者等、特定の難民申請者に対し、処遇の一部を制限できるように修正(第44条)
難民支援施設	2008年12月の改正により、難民支援施設について規定(第76条の9)	規定なし。ただし、出入国管理法の規定を準用(第4条)	出入国管理法の難民支援施設関係条項を難民法に移動させ、追加(第45条)
難民認定者の帰化	規定なし	帰化要件に特例(5年→3年)(第46条)	帰化要件の特例を削除
罰則	虚偽文書の提出等により難民認定を受けた者(第95条)、難民旅行証明書の返納命令に違反した者等(第96条)	規定なし。ただし、出入国管理法の規定を準用(第4条)	個人情報等の公開禁止を定めた第17条に違反した者、及び虚偽文書の提出等により難民又は人道的配慮による在留者に認定された者に対する罰則を追加(第47条)
施行日	—	公布後6か月(附則第1条)	2013年7月1日(附則第1条)

(注) 第3国定住を指す。難民法案の原文では「再定着」である。

(出典) 「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안 심사보고서」(難民等の地位及び処遇に関する法律案審査報告書) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Z0B9H0R5S2U5M1E0H3Z0L0L4M3N5E7>; 황필규(ファン・ピルギョ) 「「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안」상 난민 등의 권리—난민 등의 경제적, 사회적 및 문화적 권리를 중심으로—」(「難民等の地位及び処遇に関する法律案」上の難民等の権利—難民等の経済的、社会的及び文化的権利を中心に—)国会人権フォーラム編『難民の社会権の制度的保障—現況と課題』国連難民機構, 2010.等を基に筆者作成。

Ⅲ 難民法の概要

難民法は6章（本則47条、附則3条）から構成される。概要は以下のとおりである。国会審議の過程では、簡易手続に関する条項の追加以外にも、様々な修正が加えられた（表3参照）。

第1章 総則（第1条～第4条）

・目的

難民法は、難民条約及び難民議定書等に基づき、難民の地位、処遇等に関する事項を定めることを目的としている（第1条）。

従来の出入国管理法の体系では、難民条約、難民議定書等で保障されている難民認定手続及び難民等の処遇を十分に反映することが難しいとの認識から、出入国管理法から独立した別途の難民法が制定された。難民法案の提案理由には、「難民の地位に関する条約等の国際法と国内法の調和を図り、難民申請手続及び難民等の処遇を具体的に規定することにより、人権先進国へ進む礎を築く⁽³⁵⁾」と述べられている。

・定義

難民法では、「難民」、「難民として認定された者（難民認定者）」、「人道的配慮による在留

許可を受けた者（人道的配慮による在留者）⁽³⁶⁾」、「難民認定を申請した者（難民申請者）」、「再定住希望難民」、「外国人」が各々定義された（第2条）。

国会審議において大きな論点となったのは、難民及び難民申請者の定義である。出入国管理法においては、難民条約及び難民議定書の適用を受ける者を難民と定義しており（出入国管理法第2条）、難民条約及び難民議定書の定義と一致させていた。しかし、難民法案では、難民対象者の拡大につながる独自の定義を行った⁽³⁷⁾。これに対して国会審議では、「本来の準拠であった難民条約と、制定される法律の用語の間に、微妙な差及びそれによる緊張をもたらすおそれがある⁽³⁸⁾」として、独自の定義に対する否定的な見解が見られた。また、定義の内容についても、法制司法委員会専門委員及び法務部から、それぞれ「難民の範囲が拡大し、難民申請の濫用を招く余地がある⁽³⁹⁾」、「難民認定要件を国際基準より拡大し、難民ではない者が大量に認定されるおそれがある⁽⁴⁰⁾」との指摘がなされた。最終的に、独自の定義は残す一方、難民条約の定義にほぼ重なるよう字句の修正が行われた⁽⁴¹⁾。

難民申請者の定義については、制度の濫用を

(35) 「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안」前掲注(21)

(36) 原文では「人道的滞留許可を受けた者」であるが、本稿では「人道的配慮による在留許可を受けた者」（人道的配慮による在留者）と訳出している。

(37) 難民法案第2条では、人種、宗教、国籍、特定社会集団の構成員であること又は政治的な見解を理由に迫害を受けるおそれにより、①自己の国籍若しくは市民権を有する国（以下「国籍国」という。）の外にいる者であって、国籍国の保護を受けることができず、又はそのようなおそれにより国籍国の保護を受けることを望まない外国人、②大韓民国に入国する前に居住していた国（以下「常居所国」という。）の外にいる者であって、そのようなおそれにより常居所国に戻ることができず、又は戻ることが望まない無国籍者を「難民」と定義している。難民法案の難民の定義には、難民条約上の「well-founded fear」を、従来の解釈である「十分に根拠のある恐怖」ではなく、「合理的な理由のある憂慮」と解釈する必要があるとの考えが反映されていた。イ 前掲注(17), p.19.

(38) 前掲注(29), p.44.

(39) 「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안 (황우여의원 대표발의) 검토보고」(難民等の地位及び処遇に関する法律案 (ファン・ウヨ議員代表発議) 検討報告) p.12. <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Z0B9H0R5S2U5M1E0H3Z0L0L4M3N5E7>

(40) 前掲注(29), p.24.

(41) 難民法案には、市民権を有する国も国籍国に含まれる規定があったが、削除された。

懸念する法務部が、難民認定申請に対する審査が進行中の者だけに限定することを主張し、難民不認定の決定後に行政訴訟を継続している者まで難民申請者に含めることに反対した⁽⁴²⁾。しかし、国会での3者修正案を経て、難民法では、「異議の申立てを提起し、又は行政訴訟の提起期間が経過していない者」及び「難民不認定の決定に対する行政審判又は行政訴訟が進行中の者」も難民申請者に含まれることとなった。

・強制送還の禁止

強制送還の禁止は、「難民法における最も重要な核心的条項⁽⁴³⁾」とも評される。1993年12月に出入国管理法が改正された際、難民条約第33条で定められた追放及び送還の禁止（ノン・ルフールマン原則）に対応する出入国管理法第64条第3項が新設されたが、対象が「難民」に限定された上、「法務部長官が大韓民国の利益又は安全を害すると認めるときは、その限りでない⁽⁴⁴⁾」というただし書がつけられ、例外が広範囲に認められていた。2010年5月の出入国管理法改正により、「利益」による例外は削除されたが、依然として対象は「難民」に限定されていた。

難民法案では、「難民」のみならず、人道的配慮による在留者及び難民申請者も、追放及び送還の禁止の対象に追加された（第3条）。難民法においても、ほぼ同一の内容が踏襲され、字句の修正を経て最終的に「難民認定者、人道的配慮による在留者及び難民申請者は、難民条約第33条及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約⁽⁴⁵⁾」第3条の規定により、本人の意思に

反して強制的に送還しない」とされた。

第2章 難民認定申請、審査等（第5条～第24条）

・難民認定の申請

難民認定を受けようとする外国人は、難民認定申請書を出入国管理事務所長等の関係機関に提出し、申請時に旅券、難民認定審査の参考になる資料等を提示しなければならない。出入国管理公務員は、難民認定の申請について問い合わせ、又は申請の意思を明らかにしている外国人を、積極的に助けなければならない。難民申請者は、難民認定の可否に関する決定が確定する時まで（難民不認定の決定に対する行政審判又は行政訴訟が進行中であるときは、その手続が終結する時まで）大韓民国に留まることができる（第5条）。

難民申請者が自分の身元を隠蔽し、難民認定を受ける目的で、旅券等の身分証を故意に破棄し、又は虚偽の身分証を行使したことが明らかなき場合は、身元確認のため、出入国管理公務員は、難民申請者の身柄を保護（収容）することができる（第20条）。

難民法案では、人道的配慮による在留許可の申請も難民認定の申請に準じると規定し、両者を同時に又は選択的に申請できるとしていたが、国会審議において法務部が「一般的に、人道的な配慮による地位というのは、申請者が要請する場合に認められるものではなく、国が、難民認定要件を満たしていないが、人道的配慮により国内在留を許可することを意味するもの⁽⁴⁶⁾」として反対し、当該規定は削除された。

また、出入国管理法では、疾病その他やむを

(42) 前掲注(29), pp.24-25.

(43) 同上, p.36.

(44) 前掲注(3)

(45) 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（外務省公定訳 平成十一年条約第六号）〈<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-H11-0071.pdf>〉

(46) 前掲注(28), p.26.

得ない事由がある場合を除き、難民認定の申請を、韓国に入国又は上陸した日（韓国に在留中に難民となる事由が発生したときは、その事実を知った日）から1年以内に行わなければならないという制限があったが、難民法では同制限が撤廃された（ただし、実際の運用では、1年を経過した後の申請も受理していた）。

難民申請者の在留期間については、2010年5月の出入国管理法改正により、大韓民国の公共の安全を害し、又は害するおそれがない限り、難民認定の審査中又は異議申立ての審査中は、強制退去命令を受けた者であっても、在留できることが規定された。しかし、行政訴訟中の者の在留については、出国期間の猶予の申請は可能であったが、法律には規定されていなかった。

難民法案では、行政訴訟中の場合も大韓民国に在留することができると規定した。国会審議の過程で、法務部が「提訴したという理由だけで何の条件もなく3審確定時まで国内在留を保障され、社会的処遇を受けることができるのなら、これを悪用し、難民申請をする者が急増する可能性があるのではないか⁽⁴⁷⁾」として反対していたが、この点については、3者修正案を経て最終的に難民法案どおりの内容が難民法に盛り込まれた。なお、難民法案では、出入国管理法により保護中の外国人が難民認定を申請した場合、保護期間を原則6か月以内（裁判所の許可がある場合は最長1年以内）に制限する条項が含まれていたが、難民法では削除された。

・ 出入国港における難民認定の申請

難民法では、新たに出入国港（空港や港湾）における入国前の難民認定の申請に関する事項が定められた。外国人が出入国港において難民認定を申請しようとするときは、入国審査を受ける時に、出入国港を管理する事務所長又は出張所長に難民認定申請書を提出する（第6条第

1項）。事務所長又は出張所長は、当該難民申請者を、7日の範囲内で出入国港に留まらせることができる（第6条第2項）。法務部長官は、申請書が提出されてから7日以内に、難民認定の審査に回付するかどうかを決定しなければならないが、その期間に決定できないときは、当該難民申請者の入国を許可しなければならない（第6条第3項）。出入国港における難民申請者には、決定までの期間中、基本的な衣食住が提供される（第6条第4項）。

難民法案では、出入国港に加え、国境においても難民認定の申請ができるとされていたが、国会審議の過程において削除された。また、難民法案では出入国港における難民認定申請書の提出後、原則として4週間以内に難民認定に関する決定を行うとされ、その期間に決定できないときは、入国及び臨時在留を認めた上で通常の難民認定の審査に切り替わることになっていた。ところが、難民法では、難民認定申請書の提出後、難民認定の審査の前に、法務部長官が「審査に回付するかどうか」の決定を行う内容に修正された。

なお、難民法では、出入国港における難民認定の申請に関して便宜を図るため、出入国管理事務所長等が、出入国管理事務所、出入国管理港等に、難民認定申請に必要な書類を備え付け、難民法による受理方法、難民申請者等の権利等、必要な事項を掲示（インターネットを含む）し、誰でも閲覧できるようにしなければならないことも定めている（第7条）。

・ 難民認定の審査

難民認定の審査に関する事項については、難民法案の規定をほぼ踏襲している。難民認定申請書の提出を受けた事務所長等が遅滞なく難民申請者に対し面接を実施し、事実調査をした後その結果を難民認定申請書に添付して法務部長

(47) 同上, p.25.

官に報告しなければならない（第8条第1項）。また、難民申請者の要請があったときは、同性の公務員が面接をしなければならない（第8条第2項）。国会審議においては、さらに①面接過程の録音又は録画、②難民審査官制度、③簡易手続、④出席要求に応じない場合の審査終了の項目が追加された。

面接過程の録音又は録画は、難民法案には盛り込まれていなかったが、国会審議において「面接過程の録音又は録画は、面接過程における手続的問題点及び通訳過程における誤訳の問題を事後的に確認・是正することができる機会を与え、これらをめぐる不必要な誤解及び摩擦を解消する⁽⁴⁸⁾」ために提案され、難民法に取り入れられた。事務所長等は、必要と認めるときは、面接過程を録音又は録画することができる。なお、難民申請者の要請があるときは、録音又は録画を拒否してはならない（第8条第3項）。

難民審査官制度は、法務部が国会審議において、「難民業務に関して専門性及び責任のある公務員が必要⁽⁴⁹⁾」として「難民判定官」（後に「難民審査官」に名称変更）の設置を要請し、取り入れられた制度である。難民審査官は、面接、事実調査等を専門に担当する。難民審査官の資格及び業務遂行に関する事項は、大統領令で定める（第8条第4項⁽⁵⁰⁾）。

簡易手続は、前述のとおり、制度の濫用を防ぐためとして、法務部が導入を強く主張し、紆余曲折の末に難民法に取り入れられた。①虚偽文書の提出、虚偽の陳述等、事実を隠蔽して難民認定申請を行ったとき、②難民認定を受けら

れなかった者又は第22条の規定（後述）により難民認定を取り消された者が、重大な事情変更なく、再び難民認定を申請したとき、③大韓民国において1年以上在留している外国人が在留期間満了日間近に難民認定申請を行い、又は強制退去の対象となっている外国人がその執行を遅延させる目的で難民認定申請を行ったときは、審査手続の一部を省略することができる（第8条第5項）。したがって、簡易手続が適用された場合は、面接又は事実調査が省略されることもあり得る。

出席要求に応じない場合の審査終了とは、難民申請者が、面接等のための出席要求にもかかわらず、3回以上連続して出席しない場合に、法務部長官が難民認定審査を終了することができる規定である（第8条第6項）。

・難民申請者に有利な資料の収集

法務部長官が、難民申請者に有利な資料も積極的に収集し、審査資料として活用しなければならないことが定められた（第9条）。

元々、難民法案の該当条文においては、「立証責任及び立証の程度」が規定されており、「難民申請者は、本人が難民であることを立証しなければならない」として、立証責任が難民申請者にあることを前提としながら、「ただし、申請者の陳述が虚偽であると疑うに足りる相当な理由がない限り、その陳述を裏付ける証拠がないという理由で難民認定を拒否してはならない」と定め、「灰色の利益 (benefit of the doubt)」論⁽⁵¹⁾を認めていた。

(48) 前掲注(29), p.50.

(49) 前掲注(31), pp.9-10.

(50) 難民法案においても「難民専門公務員」に関する規定があるが、資格要件に関する規定はない。

(51) 「灰色の利益」論については、『難民認定基準ハンドブック—難民の地位の認定の基準及び手続に関する手続き—(改訂版)』国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所, 2008, pp.54-57. <http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/20090210_rsd.pdf> を参照。日本では現在のところ、「灰色の利益」論を認めていないとされている。岩田陽子「我が国の難民認定制度の現状と論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』710号, 2011.5.12, pp.7-8. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050445_po_0710.pdf?contentNo=1>

国会審議においては「難民は急迫な状態において、必要な立証書類等をきちんと携帯できない場合が少なくない。したがって、ある程度立証責任を軽減する必要性があり、第9条は立証責任の原則と立証の困難さを適切に調和させた妥当な立法⁵²⁾」との意見もあった。しかし、法務部は「立証責任の緩和及び転換に関し、裁判所で認定している内容を超える水準の表現で、我が国（韓国）の主権及び司法権を過度に制限するおそれがある⁵³⁾」として立証責任の明文化に反対した。難民法では、法務部の意向を反映して、立証責任を明示しないことにし、代わりに難民審査を担当する側の責任を明示する方法がとられた⁵⁴⁾。

・難民申請者の手続的権利等

難民法では、従来の出入国管理法では規定されていなかった難民申請者の手続的権利等が明文化された。難民申請者は、弁護士の助力を受ける権利を有する（第12条）。ただし、貧困その他の理由により弁護士を選任できない場合に、国庫負担により弁護士の選任を要請することができるとした難民法案の規定に対しては、企画財政部（財務省に相当）から「国庫負担の部分は削除する必要がある⁵⁵⁾」との反対意見が出されたこともあり、削除された。

難民申請者は、信頼関係がある者の同席を難民審査官に要請することができる（第13条）。難民法案では、やむを得ない場合を除き、法務部長官が、同席を「許さなければならない」とされていたが、難民法では「許可することができる」とする規定に修正された。

難民申請者が韓国語で十分な意思表示をする

ことができない場合については、法務部長官は、面接の過程において、大統領令で定める一定の資格を備えた通訳者に通訳をさせなければならない（第14条）。また、難民申請者が難民面接調書の内容を理解できないときは、難民申請者が理解できる言語へ通訳又は翻訳を行ない、内容を確認できるようにしなければならない（第15条）。

難民申請者は、本人が提出した資料及び難民面接調書の閲覧又は複写を要請することができる（第16条）。要請があった場合は、出入国管理公務員は、審査の公正性に著しい支障がない限り、遅滞なくこれに応じなければならない。なお、難民法案には閲覧・複写の対象に「法務部長官が保有しているもので、秘密として分類されていない関連国家又は地域の情報、事実調査資料等」も含まれていたが、「外部に流出し、悪用されるおそれがある⁵⁶⁾」との理由から、削除された。

難民のプライバシー保護に関しても規定された。難民申請者及び面接に同席した者の個人情報（住所、氏名、年齢、職業、容貌等の人物を特定できる情報）及び写真等を、本人の同意なく公開（出版、放送及び情報通信網による公開を含む）したり、他人に漏らしたりしてはならない。また、難民認定の申請に関するいかなる情報も、難民申請者の出身国に提供してはならない（第17条）。

・難民認定、認定の制限、認定の取消し等

法務部長官は、難民認定の申請が妥当であると認めるときは、難民認定を決定し、難民認定証明書を難民申請者に交付する。難民に該当し

52) 前掲注(29), p.37.

53) 同上, p.26.

54) 公聴会においては、キム・ソンス陳述人が、「灰色の利益」論を認めた上で、難民審査を担当する側の責任を明示することを提案していた。同上, p.49.

55) 前掲注(31), p.5.

56) 前掲注(39), p.17.

ないと決定したときは、申請者に、その事由及び30日以内に異議申立てができる旨（期限及び方法を含む）を記載した難民不認定の決定通知書を交付する。難民認定又は不認定の決定は、難民認定申請書を受理した日から6か月以内に行う。やむを得ない事情により6か月以内に決定できないときは、6か月の範囲内で期間を定めて延長することができるが、その場合は、その期間が終了する7日前までに、難民申請者に通知しなければならない（第18条）。

法務部長官は、難民に該当すると認める場合であっても、国連難民機構以外の組織から保護又は援助を受けているとき、大韓民国に入国する前に重大な非政治的犯罪を行ったとき等の場合は、難民不認定の決定を行うことができる（第19条）。

また、法務部長官は、難民認定の決定が虚偽文書の提出等による場合は、難民認定を取り消すことができ、難民認定の決定の主な根拠となった事由が消滅した場合等に該当するときは、難民認定を撤回することができる（第22条）。なお、法務部長官が難民認定の決定を取消し又は撤回したときは、当該通知を受けた難民認定者は、通知から30日以内に異議を申し立てることができる。

出入国管理法では、難民認定の審査に要する期間が法律に明記されていなかったため、審査期間長期化の一因となっていたが、難民法では最長でも1年以内に難民認定又は不認定の決定を行うことが明記された。また、出入国管理法では、法務部長官が「難民として認定することができる」とされ、難民認定の申請が正当であっても、難民として認めるかどうかは法務部長官の裁量であるかのような規定があった。この点

については、これまでも、難民の要件を満たしている場合は、「法務部長官は、当該外国人を難民として認定しなければならない」とするのが望ましいという指摘があった⁵⁷⁾。難民法案では申請に理由があれば、難民として認める決定をすることが定められ、難民法にも取り入れられた。

また、難民法案では、虚偽文書の提出等により難民として認定された場合の取消し規定がなかったが（出入国管理法の取消し規定の準用を想定していたと思われる）、国会審議の過程で追加された。虚偽文書の提出等による取消し規定は、難民条約には存在しない規定であり、難民認定を撤回できる範囲も、難民条約より多少広範囲とされる⁵⁸⁾。

・異議申立て

難民不認定の決定を受けた者、又は難民認定が取り消され、若しくは撤回された者は、通知を受けた日から30日以内に、法務部長官に異議申立てを行うことができる（第21条第1項）。異議申立てを行った場合は、行政審判法による行政審判は請求できない。（行政訴訟を提起することはできる）（第21条第2項）。法務部長官は異議申立書を受理した日から6か月以内に、難民委員会（第3章を参照）の審査を経て難民認定の可否を決定するが（第21条第6項）、やむを得ない事情により6か月以内に決定できないときは、6か月の範囲内で期間を定めて延長することができる（第21条第7項）。その場合は、その期間が終了する7日前までに、難民申請者に決定期間を延長する旨を通知しなければならない（第21条第8項）。なお、難民委員会における審議は、難民申請者及びその家族の安

57) チョン 前掲注(2), p.213.

58) 오승진 (オ・スンジン) 「난민법 제정의 의의와 문제점」(難民法制定の意義と問題点) 大韓国際法学会・統一研究院『難民及び脱北者問題の国際法的考察』2012.4.27, p.29. <http://www.kinu.or.kr/news/news_03_01.jsp?page=1&num=373&mode=view&field=&text=&order=&dir=&bid=KNEVENT&ses=&category=182>

全のため、非公開とすることもできる(第23条)。

2008年の出入国管理法改正により異議申立ての期間は7日から14日に延長されたが、難民法では30日に延長された。また、異議申立てを審査する機関が、従来の難民認定評議会から、難民法の規定により新設される難民委員会に変更され、出入国管理法には規定のなかった異議申立てに対する決定期間が、原則6か月(最長1年)と定められた。

なお、難民法案では、「難民申請者が直接口述により意見を陳述する機会を保障しなければならない」という規定が入っていたが、国会審議においては、非常設機関の難民委員会では物理的に不可能という理由から、法務部が法律の条文に明記することに反対し、下位法令である大統領令で規定することを主張した⁵⁹⁾。最終的に法務部の主張を受け入れて該当部分は削除され、代わりに、口頭で意見を陳述する機会を積極的に保障する方策を設ける旨の附帯意見⁶⁰⁾(日本の国会の附帯決議に相当)を付した上で、これを大統領令で定めることとなった。

・再定住希望難民の受入れ

難民法案で規定された再定住希望難民の受入れについては、国会審議において、「難民受入れ負担の大部分を開発途上国が背負い込んでいる現実において、国際社会の責任分担のため、各国の導入が積極的に奨励されているので、再定住難民の受入れのための根拠及び手続規定を置いている法案は望ましい⁶¹⁾」、「再定住難民を受け入れることができる法的な根拠を整えたこ

とは非常に望ましい立法であると考えられ、今後、合理的な水準において再定住難民を積極的に受け入れる必要がある⁶²⁾」と好意的に受け止められ、難民法にも取り入れられた(第24条)。

ただし、法務部長官が再定住希望難民の受入れ可否、規模、出身地域等、主要事項について、再定住希望難民の国内定住を許可する場合、難民法案では国务会議(閣議に相当)の審議を経るとされていたが、難民法では「在韓外国人処遇基本法」第8条の規定による外国人政策委員会の審査を経て許可する内容に改められた。国内定住を許可された再定住希望難民は、難民認定者とみなされる。

第3章 難民委員会等(第25条～第29条)

・難民委員会

異議申立てに対する審査を行うため、法務部に難民委員会を置く(第25条第1項)。難民委員会は、委員長1人を含む15人以下の委員で構成され(第25条第2項)、委員会には分科委員会を置くことができる(第25条第3項)。委員は、法務部長官が、①弁護士の資格がある者、②法律学等を教授する副教授以上の大学教授(元教員を含む)、③難民関連業務を担当している4級(課長級)以上の公務員(元公務員を含む)、④難民に関し専門的な知識及び経験がある者の中から任命又は委嘱し(第26条第1項)、委員長は委員の中から法務部長官が任命する(第26条第2項)。委員の任期は3年で、再任することができる(第26条第3項)。

難民委員会には難民調査官が置かれ、委員長

⁵⁹⁾ 前掲注33, pp.8-10.

⁶⁰⁾ 附帯意見の全文は、「法律案第21条第5項について、異議申立てに対する難民委員会の審査手続に対する具体的な事項を大統領令で定めるに当たり、難民申請者が直接口頭で意見を陳述することができる機会を積極的に保障する方策を設けること」である。「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안 심사보고서」(難民等の地位及び処遇に関する法律案審査報告書) p.40. <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Z0B9H0R5S2U5M1E0H3Z0L0L4M3N5E7>

⁶¹⁾ 前掲注39, p.22.

⁶²⁾ 前掲注29, p.38.

の命を受けて、異議申立てに関する調査その他難民委員会の事務を処理する（第27条）。

これまでも出入国管理法の下位法令である法務部令（出入国管理法施行規則第67条の2）の規定により、法務部に、難民認定、異議申立て等の重要事項を関係機関と協議する難民認定協議会が設置されていた。しかし、同協議会に対しては、「難民専門家ではない関係省庁の局長級公務員の協議機関⁶³⁾」であるとして、その独立性や専門性について以前から問題提起がなされてきた⁶⁴⁾。

難民委員会に関する事項は、国会審議における大きな論点の一つとなった。難民法案では、難民認定協議会に代わる機関として、独立性及び専門性を高めた難民委員会を設置することとし、難民委員会を、難民認定不認定決定を受けた者等の異議申立て等について審査し、議決する機関と規定した。しかし、国会審議においては、難民委員会を議決機関とすることに慎重な意見も出された⁶⁵⁾。最終的に、難民法では議決機関とはせず、異議申立てに関する諮問機関とした。難民認定の可否の最終判断は法務部長官が行う。

・国連難民機構との交流及び協力

法務部長官は、国連難民機構による難民に関する統計等の資料要請に協力しなければならない（第29条第1項）。また、国連難民機構又は難民申請者の要請があるときは、国連難民機構が難民申請者の面談、難民申請者に対する面接

に立会い、又は難民認定の申請若しくは異議申立てに関する審査について意見の提示を行うことができるよう協力しなければならない（第29条第2項）。さらに、法務部長官及び難民委員会は、国連難民機構が行う難民条約及び難民議定書の実施状況の点検に便宜を提供しなければならない（第29条第3項）。

難民法案では、国連難民機構が難民委員会の審議へ参加することも規定されていたが、国会審議において、主権の制約に関わるとの指摘があり⁶⁶⁾、該当規定は削除された。それでも、国連難民機構への協力及び便宜供与について、難民法は、難民条約上の義務以上の内容を規定していると評価されている⁶⁷⁾。

第4章 難民認定者等の処遇(第30条～第44条)

・第1節 難民認定者の処遇

大韓民国に在留する難民認定者は、他の法律の規定にかかわらず、難民条約による処遇を受ける（第30条）。難民認定者は、大韓民国国民と同水準の社会保障を受ける（第31条）。難民認定者は、本人の申請により、国民基礎生活保障法の規定による生計給付、住居給付、医療給付、教育給付、出産給付、葬祭給付及び自活給付⁶⁸⁾を受ける（第32条）。

難民認定者又はその子が未成年者の場合は、国民と同じく初等教育及び中等教育を受ける（第33条第1項）。また、法務部長官は、難民認定者に対し、年齢、就学能力、教育環境等を考慮し、必要な教育を受けることができるよう、

63) イ 前掲注(17), p.25.

64) 難民認定協議会には、国家情報院及び警察庁の職員も参加し、国家安全保障又は治安維持の観点から難民問題を扱うという限界を抱えていたことから、人権問題の観点から難民を扱う専門家を中心とすべきであるとの指摘を受けていた。また、難民認定協議会が、法律ではなく法務部令で規定されていたことから、法務部長官の判断により構成が変わる可能性がある点も問題とされた。異議申立てを行っても、不認定決定が変更されることは、ほとんど期待できない状況であったとされる。 박명도 (パク・ピョンド) 「우리나라 難民認定節次の改善方案」(我が国難民認定手続の改善方案)『中央法学』9集2号, 2007.8, pp.180-184.

65) 前掲注(29), pp.54-55.

66) 前掲注(39), p.23.

67) オ 前掲注(58), p.31.

支援することができる（第33条第2項）。

法務部長官は、難民認定者に対し、大統領令で定めるところにより、韓国語教育等、社会適応教育を実施することができる（第34条第1項）。さらに、難民認定者が希望するときは、大統領令で定めるところにより、職業訓練を受けることができるよう、支援することができる（第34条第2項）。

難民認定者は、大統領令で定めるところにより、外国で履修した学校教育の程度に相当する学力認定を受けることができ（第35条）、難民認定者が外国で取得した資格についても、関係法令で定めるところにより、これに相当する資格又は当該資格の一部の認定を受けることができる（第36条）。

難民認定者については、配偶者等の入国も許される。難民認定者の配偶者又は未成年⁽⁶⁹⁾の子が入国を申請するときは、出入国管理法上の入国禁止対象者（大韓民国の利益又は公共安全を害する行動をとるおそれがある者等）に該当しない限り、入国を許可しなければならない⁽⁷⁰⁾（第37条）。

難民認定者に対しては、他の法律の規定にかかわらず、相互主義を適用しない（第38条）。したがって、韓国における難民認定者は、当該難民認定者の国籍国又は常居所国であった国が、難民認定者に対してどのような権利を付与しているかに関係なく、難民法の規定による処遇を受けることができる。

出入国管理法においては、難民認定者の処遇は「難民条約に規定する地位及び処遇が確保されるように努力しなければならない」（出入国管理法第76条の8）という努力義務に過ぎなかったが、難民法においては、難民条約の規定による処遇を受けることが明文化された。ただし、難民法案では「難民の地位に関する条約その他大韓民国が締結及び公布した国際人権条約等の規定による処遇を保障される」とされていたが、国際人権条約等に関する規定は削除された。

難民認定者の処遇の内容に関しては、難民法案の内容がほぼそのまま取り入れられているが、家族結合及び帰化については大きな修正があった。難民法案では、難民の家族結合の保障のため、難民認定者の配偶者及び20歳未満の子どもに対し、入国許可のみならず、難民の地位を付与することができる」と規定されていたが、難民法では削除された。また、大韓民国に3年以上継続して住所を有する難民認定者に対し、国籍法第5条第1号の要件（5年以上継続して大韓民国に住所を有すること）を備えていなくても、帰化許可を受けることができるとした難民法案の規定も削除された。これらの修正は、いずれも法務部の意向⁽⁷¹⁾が反映されている。

なお、難民認定者に対する相互主義を適用しない規定は、すでに2008年12月の出入国管理法改正により実現しており、難民法にも取り入れられた（表1参照）。

(68) 国民基礎生活保障法第15条に規定する、自活のための様々な支援（金品の支給又は貸与、勤労能力の向上及び技能習得の支援、就業斡旋等の情報提供、勤労機会の提供、施設及び装備の貸与、創業支援、資産形成支援等）を指す。「국민기초생활 보장법」(国民基礎生活保障法)〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1636&PROM_DT=20120201&PROM_NO=11248〉

(69) これまで未成年は20歳未満であったが、2011年3月の民法改正により、難民法施行と同日の2013年7月1日から、満19歳未満に変更される。

(70) この点について、大韓弁護士協会は、家族結合の対象となる子を、満20歳未満に限定する必要があるのか疑問との意見書を出している。「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안 (황우여 의원 대표발의, 의안번호 4927호)」(難民等の地位及び処遇に関する法律案(ファン・ウヨ議員代表発議、議案番号4927号))2010.2.2.〈http://www.koreanbar.or.kr/data/data01_list.asp?search_t_id=A40200〉より

(71) 前掲注⁽²⁹⁾, p.28.

・第2節 人道的配慮による在留者の処遇

法務部長官は、人道的配慮による在留者に対し、就業活動を許可することができる（第39条）。難民法案では、人道的配慮による在留者の処遇について、原則的に難民の処遇を準用し、出入国に関する事項のみ、大統領令で定めるところにより制限を置くことができると規定されていた。しかし、難民法では、難民の処遇を準用する規定が削除され、法務部長官による就業活動の許可のみが規定された。

・第3節 難民申請者の処遇

法務部長官は、大統領令で定めるところにより、難民申請者に生計費等の支援（第40条第1項）、住居施設の支援（第41条）、医療支援（第42条）を行うことができる。難民法案では、生計費等の支援及び住居施設の支援は「行わなければならない」と規定され、医療支援のみ「行うことができる」と規定されていたが、難民法ではすべて「行うことができる」と修正された。また、難民法案には「住居施設は、自由な入所及び自由な退所が保障される住居施設でなければならない」という規定もあったが、「国で運営する施設であるという点及び近隣住民の反発を考慮し、一定部分の統制及び管理が必要となることもある⁽⁷²⁾」とする法務部の意向が反映され、難民法では削除された。

就業については、難民認定申請日から6か月が過ぎたときは、大統領令で定めるところにより、法務部長官が就業を許可することができる（第40条第2項）。2008年12月の出入国管理法改正により、すでに難民申請者の就業は認められるようになっていたが（出入国管理法第76条の8及び出入国管理法施行令第88条の9）、難民認定申請日から1年が経過していなければならなかった。難民法により、難民申請者の就業に必要な期間が、1年から6か月に短縮された。

教育に関しては、難民申請者及びその家族のうち、未成年者である外国人については、国民と同水準の初等教育及び中等教育を受けることができる（第43条）。

難民申請者であっても、処遇の一部が制限されることがある（第44条）。①難民不認定の決定に対する行政審判又は行政訴訟が進行中の者（第2条第4号タ）、②難民認定を受けられなかった者又は第22条の規定（虚偽文書の提出等）により難民認定が取り消された者が、重大な事情の変更なく、再び難民認定を申請したとき（第8条第5項第2号）、③大韓民国において、1年以上在留している外国人が、在留期間満了日間に難民認定の申請を行い、又は強制退去の対象となっている外国人がその執行を遅延させる目的で難民認定の申請を行ったとき（第8条第5項第3号）のいずれかに該当する「特定難民申請者」の場合は、大統領令で定めるところにより、生計費等の支援、住居施設の支援、医療支援及び教育について、一部制限することができる。

難民申請者の処遇の「行わなければならない」から「行うことができる」への変更、及び特定難民申請者の処遇制限は、国会審議の過程で取りまとめられた3者修正案において、制度の濫用による難民申請者の急増を懸念する法務部の意向を反映して導入された。

第5章 補則（第45条～第46条）

2008年12月の出入国管理法の改正により新設された難民支援施設に関する条項（第76条の9）が難民法に移動した。法務部長官は第34条（社会適応教育等）、第41条（住居施設の支援）及び第42条（医療支援）で定める業務等を効率的に遂行するため、難民支援施設を設置し、運営することができる（第45条⁽⁷³⁾）。

また、難民法案には規定されていなかったが、

(72) 同上, p.29.

法務部長官が、難民法に基づく権限の一部を、出入国管理事務所長等に委任することができる条項が追加された（第46条）。

第6章 罰則（第47条）

難民法案にも個人情報等の公開禁止に関する事項が定められていたが、罰則が設けられておらず、国会審議において、「義務違反に対する処罰規定を置いていないのは、難民等に関する情報保護の価値の重要性を考慮する時、問題がある⁽⁷⁴⁾」と指摘された。難民法では、個人情報等の公開禁止を定めた第17条に違反した者、及び虚偽文書の提出、虚偽の陳述又は事実の隠蔽により、難民又は人道的配慮による在留者に認定された者を1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処す条項が新設された（第47条）。

IV 難民法の課題

難民法の制定により、これまで規定されていなかった難民認定手続及び難民等の処遇に関する多くの事項が明文化されたことは大きな進展といえよう。しかし、国会審議の過程において、多くの修正が加えられたため、「市民社会が当初準備した案とは相当差がある⁽⁷⁵⁾」との厳しい見方もある。以下では、今後の課題として指摘されている主な問題点を取り上げる。

・ 出入国港における手続

難民法案では、難民認定申請書の提出後、4

週間以内に難民認定に関する決定を行うとされていたが、難民法では、難民認定申請書の提出後、難民認定の審査の前に、法務部長官が「審査に回付するかどうか」の決定を行う内容に修正された。これについて、回付しないとの決定が下された場合、どのような手続により異議申立てや行政訴訟等を行うのか、また、その間の処遇はどうなるのか不明確である。そのため、「不回付決定を争う者も、難民法第2条第4号の規定による「難民認定を申請した者」に含まれるよう関連規定を改正するか、又は施行令において明確にしなければならない。そして出入国港において難民認定を申請した者が、弁護士、難民活動家、国連難民機構等の助力を受けることができるよう、施行令において具体化しなければならない⁽⁷⁶⁾」と指摘されている。

・ 簡易手続

難民申請者が一定の条件に該当する場合に、審査手続の一部（面接、事実調査等）を省略することができる簡易手続は、難民認定制度の濫用を防ぐためとして、国会審議の過程において法務部が導入を主張し、3者修正案に盛り込まれた。しかし、簡易手続ができる一定の条件に該当する場合であっても、例えば、「迫害を受けた経験により、記憶力にダメージを受け、事実と異なった陳述を行う場合や、自分を助けてくれた人々を保護するため、事実を隠したり、嘘をついたりする場合」なども考えられるため、「最小限、簡易手続が濫用されないよう、その

(73) 法務部は現在、仁川空港近くに難民支援施設を建設中であり、2013年6月に完成予定である。「2012년도 중앙행정기관 시행계획—제1차 외국인정책 기본계획 2008-2012—」（2012年度中央行政機関施行計画—第1次外国人政策基本計画 2008-2012—），p.24. 〈http://www.immigration.go.kr/HP/COM/bbs_003/ListShowData.do?strNbodCd=noti0095&strWrtNo=44&strAnsNo=A&strOrgGbnCd=104000&strRtnURL=IMM_6040&strAllOrgYn=N&strThisPage=1&strFilePath=imm/〉

(74) 前掲注(39), p.27.

(75) 김중철 (キム・ジョンチョル) 「[동향 2] 난민법 제정의 의미와 향후 과제」 ([動向 2] 難民法制定の意味と今後の課題) 〈<http://www.peoplepower21.org/Welfare/873733>〉

(76) 김중철 (キム・ジョンチョル) 「난민법상 간이절차와 출입국항에서의 난민신청에 대해서」 (難民法上、簡易手続及び出入国港における難民申請について) p.3. 〈<http://www.apil.or.kr/1069>〉

限界を施行令に反映させなければならない⁽⁷⁷⁾』と指摘されている。

・ 弁護士の助力

難民法においては、弁護士の助力を受けることのみが規定され、貧困その他の理由により弁護士を選任できない場合に、国庫負担により弁護士の選任を要請することができるとした難民法案の規定は削除された。これについては、「難民申請者が国選弁護人を選任することができる具体的手続を明示しなければ、弁護士の助力に関する権利は、事実上、有名無実となる可能性がある⁽⁷⁸⁾」との指摘がある。

・ 処遇（難民申請者、難民認定者、人道的配慮による在留者）

前述のとおり、難民申請者の処遇について、難民法案では、生計費等の支援及び住居施設の支援は「行わなければならない」と規定されていたが、難民法では、未成年者の教育を除き、すべて「行うことができる」という規定に修正され、法務部長官の裁量とされた。さらに特定難民申請者に対しては、処遇の一部が制限されることとなった。難民申請者にとって、生計費の支援も受けられず、就業も許可されない状態は、事実上の強制送還禁止原則違反とされる⁽⁷⁹⁾。「今後、難民申請者の生計費支援の具体的な内容は、大統領令で決まるであろうが、生計費支援及び就業許可のうち、1つは許可することが望ましい。そうでない場合は、難民認定申請に、相当な制約になるものと考えられる⁽⁸⁰⁾」と指摘されて

いる。

また、難民認定者の処遇について、難民法案では「難民の地位に関する条約その他大韓民国が締結及び公布した国際人権条約等の規定による処遇を保障される」とされていたのが、難民法では「難民条約による処遇を受ける」とされたことについては、「[大韓民国が当事者となる国際人権条約の規定による処遇]を除外したことは、難民の処遇を弱体化したものであり、問題となり得る⁽⁸¹⁾」と指摘されている。

人道的配慮による在留者の処遇についても、難民法では就業許可のみが規定されたが、「補完的保護の一形態である「人道的配慮による地位」を通じた補完的保護の場合にも、人道的配慮による地位を付与された者は、「条約難民としての法的難民」(*de jure refugee*)ではない「事実上の難民」(*de facto refugee*)として認定されたものとして、少なくとも教育権、勤労権、住居権、医療支援等が保障されなければならない⁽⁸²⁾」との指摘がある。

・ 施行日及び適用

難民法は、附則第1条の規定により、2013年7月1日から施行され、附則第2条の規定により、難民法施行後、最初に難民認定を申請する場合から適用される。これは、2013年7月1日より前に申請した場合は、適用されないということの意味するため、「処遇に関する規定まで2013年7月1日以降に申請した者に限り適用するようにした場合、憲法上の平等権に反するおそれ大きい⁽⁸³⁾」との指摘がある。

(77) 同上, pp.1-2.

(78) オ 前掲注(58), p.35.

(79) 前掲注(75)

(80) オ 前掲注(58), p.35.

(81) 同上, p.32.

(82) 장복희 (チャン・ボクヒ) 「난민지위의 협약의 쟁점과 관행」(難民地位条約の争点と慣行) 大韓国際法学会・統一研究院『難民及び脱北者問題の国際法的考察』2012.4.27, p.18. (<http://www.kinu.or.kr/news/news_03_01.jsp?page=1&num=373&mode=view&field=&text=&order=&dir=&bid=KNEVENT&ses=&category=182>)

おわりに

2009年5月25日に議員立法として国会に発議された難民法案は、2年半以上にわたる国会審議の末、ようやく2012年2月10日に公布された。これまで、人の出入りを統制する出入国管理法制に基づいていた韓国の難民制度は、難民法の制定を契機として、大きな転換が図られようとしている。難民法の制定に向けた取組みに協力してきた国連難民機構韓国代表部は2012年1月2日、「この度、独立した難民法が大韓民国国会において可決されたことは、アジアにおいて非常に重要な礎石となるであろう⁸⁴⁾」と、歓迎の意を表した。

難民法の下位法令である大統領令（難民法施行令）及び法務部令（難民法施行規則）は、難民法が施行される2013年7月1日までに制定される見通しである。「どんなに立派な単独の難民法も、適切な履行なくしては効果を発揮できない⁸⁵⁾」と指摘されているとおり、詳細の多くを下位法令に委任している難民法にとって、下位法令の内容がどのように定められるかは、難民法そのものの性格を左右する重大な問題である。附帯意見が付された第21条第5項についても、難民申請者本人が、直接口頭で陳述す

る機会が設けられるのか注目される。国家人権委員会は2012年2月、「移住人権ガイドライン」を策定して法務部等に勧告し、その中で、難民法について「施行令及び施行規則が、難民及び難民申請者の権利を実質的に保障できる方向で制定されなければならない⁸⁶⁾」と述べている。

今回の難民法の制定は、「何人かの活動家が始めた難民法制改正推進月例集会在きっかけとなり、それが難民ネットワークの月例集会上に発展し、持続的に難民法制定運動を進めて成果を見た成功事例⁸⁷⁾」とされる。法務部が出入国管理法に固執せず、独立した難民法の制定に賛成する状況となったことで、「争点について意見の相違を詰めることができれば、新しい難民法が誕生するかもしれないという期待が形成された⁸⁸⁾」ことも、難民法の制定を後押しした。国会審議の過程で、難民法案の内容が大幅に修正され、必ずしも当初の意図どおりにならなかった面もあるが、出入国管理法から独立した難民法が制定され、難民認定の適正な手続と難民等の処遇を、同一の法律で保障していくための法的整備がなされたことは、日本の難民制度のあり方にも、大きな示唆を与えるものとなるであろう⁸⁹⁾。

(ふじわら なつと)

83) 前掲注73)

84) 「UNHCR, 난민법안의 대한민국 국회 통과 환영」(UNHCR、難民法案の大韓民国国会通過歓迎)『国連難民機構韓国代表部報道資料』2012.1.2. <<http://www.unhcr.or.kr/unhcr/program/board/detail.jsp?boardTypeID=10&searchSelect=&keyWord=¤tPage=1&menuID=001006001003&finishIsYN=&boardID=2234&boardCategory=%EB%B3%B4%EB%8F%84%EC%9E%90%EB%A3%8C&mode=detail>>

85) 장복희 (チャン・ボクヒ) 「국제인권법에서 바라본 단일 난민법 제정의 의의」(国際人権法からみた単一難民法制定の意義)国会人権フォーラム編『「難民等の地位及び処遇に関する法律」制定のための公聴会』国会人権フォーラム, 2008, p.112.

86) 「이주 인권가이드라인」(移住人権ガイドライン) p.49. <<http://library.humanrights.go.kr/hermes/imgview/12-01.pdf>>

87) イ 前掲注32), p.4.

88) イ 前掲注11)

89) 2012年6月30日、大阪で「世界難民の日関西集会'12」が開催され、難民法制定に関わったキム・ジョンチョル弁護士の講演及びパネルディスカッションが行われた。以下のURLで、当日の様子を視聴することができる。<<http://rafiq.jp/wrd/>> 当日の配布資料である「韓国の難民法と日本の出入国管理及び難民認定法との主要条項対比」(アムネスティ・インターナショナル大阪難民チーム)、「難民法制定とその未解決課題への提案」(キム・ジョンチョル弁護士)等の日本語資料は、以下のURLに掲載されている。<<http://rafiq.jp/wrd/siryoun/report.html>>

難民法

난민법

(制定 2012.2.10 法律第 11298 号 施行日 2013.7.1)

海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

第 1 章 総則

第 2 章 難民認定の申請、審査等

第 3 章 難民委員会等

第 4 章 難民認定者等の処遇

第 1 節 難民認定者の処遇

第 2 節 人道的配慮による在留者の処遇

第 3 節 難民申請者の処遇

第 5 章 補則

第 6 章 罰則

附則

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律は、「難民の地位に関する 1951 年の条約⁽¹⁾」(以下「難民条約」という。)及び「難民の地位に関する 1967 年の議定書⁽²⁾」(以下「難民議定書」という。)等の規定により、難民の地位、処遇等に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

1 「難民」とは、人種、宗教、国籍、特定社会集団の構成員であること又は政治的な

見解を理由に、迫害を受けるおそれがあると認める十分な根拠のある恐怖により、国籍国の保護を受けることができず、若しくは保護を受けることを望まない外国人又はそのような恐怖により大韓民国に入国する前に居住していた国(以下「常居所国」という。)に戻る事ができず、若しくは戻することを望まない無国籍の外国人をいう。

2 「難民として認定された者⁽³⁾」(以下「難民認定者」という。)とは、この法律の規定により難民として認定を受けた外国人をいう。

3 「人道的配慮による在留許可を受けた者」(以下「人道的配慮による在留者」という。)とは、第 1 項の規定に該当しないが、拷問等の非人道的処遇、処罰その他状況により、生命又は身体的自由等を著しく侵害されるおそれがあると認めるに足りる合理的な根拠がある外国人で、大統領令で定めるところにより、法務部長官から在留許可を受けたものをいう。

4 「難民認定を申請した者」(以下「難民申請者」という。)とは、大韓民国に難民認定を申請した外国人で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

カ⁽⁴⁾ 難民認定の申請に対する審査が進行中の者

ナ 難民不認定の決定又は難民不認定の決

(1) 日本での題名は「難民の地位に関する条約」(外務省公定訳)である。

(2) 日本での題名は「難民の地位に関する議定書」(外務省公定訳)である。

(3) 原文では「人道的滞留許可を受けた者」であるが、本稿では「人道的配慮による在留許可を受けた者」(人道的配慮による在留者)と訳出している。

(4) 号を細分化する記号で、イ、ロ、ハ…に相当する。カ以降は、ナ、タ、ラ…と続く。

定に対する異議申立ての棄却決定を受け、異議申立ての提起期間又は行政審判若しくは行政訴訟の提起期間が経過していない者

タ 難民不認定の決定に対する行政審判又は行政訴訟が進行中の者

5 「再定住希望難民⁽⁵⁾」とは、大韓民国外にいる難民のうち、大韓民国での定住を希望する外国人をいう。

6 「外国人」とは、大韓民国の国籍を有しない者をいう。

第3条（強制送還の禁止）

難民認定者、人道的配慮による在留者及び難民申請者は、難民条約第33条⁽⁶⁾及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」第3条⁽⁷⁾の規定により、本人の意思に反して強制的に送還されない。

第4条（他の法律の適用）

難民認定者、人道的配慮による在留者及び難民申請者の地位及び処遇に関してこの法律に定めのない事項については、出入国管理法

を適用する。

第2章 難民認定の申請、審査等

第5条（難民認定の申請）

① 大韓国内にいる外国人で、難民認定を受けようとするものは、法務部長官に、難民認定の申請を行うことができる。この場合、外国人は、難民認定申請書を出入国管理事務所長（以下「事務所長」という。）、出入国管理事務所出張所長（以下「出張所長」という。）又は外国人保護所長（以下「保護所長」という。）に提出しなければならない。

② 第1項の規定による申請を行うときは、次の各号に該当する書類を提示しなければならない。

- 1 旅券又は外国人登録証。ただし、これらを提示することができないときは、その事由書
- 2 難民認定の審査の参考とする文書等、資料があるときは、その資料

③ 難民認定の申請は、書面により行わなければならない。ただし、申請者が文字を記載することができず、又は障害等の事由により申

(5) 原文では「再定住希望難民」である。

(6) 難民条約 第33条 追放及び送還の禁止

- 1 締約国は、難民を、いかなる方法によつても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない。
- 2 締約国にいる難民であつて、当該締約国の安全にとって危険であると認めるに足る相当な理由があるもの又は特に重大な犯罪について有罪の判決が確定し当該締約国の社会にとって危険な存在となつたものは、1の規定による利益の享受を要求することができない。

「難民の地位に関する条約」（外務省公定訳 昭和56年条約第21号）〈http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S57-0001_2.pdf〉

(7) 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 第3条

- 1 締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足る実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない。
- 2 権限のある当局は、1の根拠の有無を決定するに当たり、すべての関連する事情（該当する場合には、関係する国における一貫した形態の重大な、明らかな又は大規模な人権侵害の存在を含む。）を考慮する。

「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（外務省公定訳 平成11年条約第6号）〈<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-H11-0071.pdf>〉

請書を作成することができないときは、受理をする公務員が申請書を作成し、申請者とともに署名し又は記名捺印しなければならない。

- ④ 出入国管理を行う公務員は、難民認定の申請に関して問合せをし、又は申請の意思を明らかにする外国人がいるときは、積極的に助けなければならない。
- ⑤ 法務部長官は、難民認定の申請を受けたときは、直ちに申請者に受理証を交付しなければならない。
- ⑥ 難民申請者は、難民認定の可否に関する決定が確定する時まで（難民不認定の決定に対する行政審判又は行政訴訟が進行中であるときは、その手続が終結する時まで）大韓民国に在留することができる。
- ⑦ 第1項から第6項までに規定する事項のほか、難民認定の手続の具体的な方法、手続等、必要な事項は、法務部令で定める。

第6条（出入国港において行う申請）

- ① 外国人が入国審査を受ける時に難民認定の申請を行おうとするときは、出入国管理法の規定による出入国港⁽⁸⁾を管轄する事務所長又は出張所長に、難民認定申請書を提出しなければならない。
- ② 事務所長又は出張所長は、第1項の規定により出入国港において難民認定申請書を提出した者に対し、7日の範囲内において、出入国港の一定の場所にとどまらせることができる。
- ③ 法務部長官は、第1項の規定により難民認定申請書を提出した者に対しては、その申請書が提出された日から7日以内に難民認定の

審査に回付するかどうかを決定しなければならない。その期間内に決定できないときは、その申請者の入国を許可しなければならない。

- ④ 出入国港における難民申請者に対しては、大統領令で定めるところにより、第2項の規定による期間中、基本的な衣食住を提供しなければならない。
- ⑤ 第1項から第4項までに規定する事項のほか、出入国港において行う難民認定の申請の手続等必要な事項は、大統領令で定める。

第7条（難民認定の申請に必要な事項の揭示）

- ① 事務所長、出張所長又は保護所長（以下「事務所長等」という。）は、出入国管理事務所（以下「事務所」という。）、出入国管理事務所出張所（以下「出張所」という。）、外国人保護所（以下「保護所」という。）及び管轄する出入国港に、難民認定の申請に必要な書類を備え付け、この法律の規定による受理方法、難民申請者の権利等、必要な事項を揭示（インターネット等の電子的な方法を通じた揭示を含む）し、誰でも閲覧することができるようにしなければならない。
- ② 第1項の規定による書類の備付け及び揭示の具体的な方法は、法務部令で定める。

第8条（難民認定の審査）

- ① 第5条の規定による難民認定申請書の提出を受けた事務所長等は、遅滞なく難民申請者に対し面接を実施し、事実調査をした後、その結果を難民認定申請書に添付して法務部長官に報告しなければならない。
- ② 難民申請者の要請があるときは、同じ性の公務員が面接をしなければならない。

(8) 出入国管理法第2条第6号の規定によると、「出入国港」とは、「出国し、又は入国することができる大韓民国の港、空港その他の場所で、大統領令で定める所」である。「출입국관리법」(出入国管理法) <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1475&PROM_DT=20120210&PROM_NO=11298>

- ③ 事務所長等は、必要と認めるときは、面接過程を録音又は録画することができる。ただし、難民申請者の要請があるときは、録音又は録画を拒否してはならない。
- ④ 法務部長官は、事務所、出張所又は保護所に面接、事実調査等を専門に担当する難民審査官を置く。難民審査官の資格及び職務遂行に関する事項は、大統領令で定める。
- ⑤ 法務部長官は、次の各号のいずれかに該当する難民申請者に対しては、第1項の規定による審査手続の一部を省略することができる。
- 1 虚偽の文書の提出、虚偽の陳述等、事実を隠蔽して難民認定の申請を行ったとき。
 - 2 難民認定を受けることができなかつた者又は第22条の規定により難民認定が取り消された者が、重大な事情の変更なく、再び難民認定を申請したとき。
 - 3 大韓民国において1年以上在留している外国人が、在留期間満了日間近に難民認定の申請を行い、又は強制退去の対象となっている外国人が、その執行を遅延させる目的で難民認定の申請を行ったとき。
- ⑥ 難民申請者は、難民審査に誠実に応じなければならない。法務部長官は、難民申請者が、面接等のための出席要求にもかかわらず、3回以上連続して出席しないときは、難民認定の審査を終了することができる。

第9条（難民申請者に有利な資料の収集）

法務部長官は、難民申請者に有利な資料も積極的に収集し、審査資料として活用しなければならない。

第10条（事実調査）

- ① 法務部長官は、難民認定又は第22条の規定による難民認定の取消し若しくは撤回の可否を決定するために必要なときは、法務部内の難民専門の公務員又は事務所、出張所若し

くは保護所の難民審査官に、その事実を調査をさせることができる。

- ② 第1項の規定による調査をするために必要なときは、難民申請者その他関係者を出席させて質問をし、又は文書等の資料の提出を要求することができる。
- ③ 法務部内の難民専門部署の長又は事務所長等は、難民専門の公務員又は難民審査官が、第1項の規定により、難民認定、難民認定の取消し又は撤回等に関する事実調査を終えたときは、遅滞なくその内容を法務部長官に報告しなければならない。

第11条（関係行政機関等の協力）

- ① 法務部長官は、難民認定の審査に必要なときは、関係行政機関の長若しくは関係地方公共団体の長（以下「関係機関の長」という。）又は関連団体の長に、資料提出、事実調査等の協力を要請することができる。
- ② 第1項の規定により協力を要請された関係機関の長又は関連団体の長は、正当な事由なくこれを拒否してはならない。

第12条（弁護士の助力を受ける権利）

難民申請者は、弁護士の助力を受ける権利を有する。

第13条（信頼関係がある者の同席）

難民審査官は、難民申請者の申請があるときは、面接の公正性に支障のない範囲において、信頼関係がある者の同席を許可することができる。

第14条（通訳）

法務部長官は、難民申請者が韓国語で十分な意思の表現を行うことができないときは、面接過程において、大統領令で定める一定の資格を備えた通訳人に通訳させなければならない。

ない。

第 15 条（難民面接調書の確認）

難民審査官は、難民申請者が難民面接調書に記載された内容を理解できないときは、難民面接を終了した後、難民申請者が理解することができる言語へ通訳又は翻訳し、その内容を確認することができるようにしなければならない。

第 16 条（資料等の閲覧及び複写）

- ① 難民申請者は、本人が提出した資料及び難民面接調書の閲覧又は複写を要請することができる。
- ② 出入国管理を行う公務員は、第 1 項の規定による閲覧又は複写の要請があるときは、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、審査の公正性に著しい支障があると認めるに足りる明白な理由があるときは、閲覧又は複写を制限することができる。
- ③ 第 1 項の規定による閲覧及び複写の具体的な方法及び手続は、大統領令で定める。

第 17 条（人的事項等の公開禁止）

- ① 何人も、難民申請者及び第 13 条の規定により面接に同席する者の住所、氏名、年齢、職業、容貌その他難民申請者等を特定し、把握することができるようにする人的事項、写真等を公開し、又は他人に漏らしてはならない。ただし、本人の同意があるときは、この限りでない。
- ② 何人も、第 1 項の規定による難民申請者等の人的事項、写真等を、難民申請者等の同意を得ずに出版物に掲載し、又は放送媒体若しくは情報通信網を利用して公開してはならない。
- ③ 難民認定の申請に関するいかなる情報も、出身国に提供してはならない。

第 18 条（難民の認定等）

- ① 法務部長官は、難民認定の申請に理由があると認めるときは、難民であることを認定する決定を行い、難民認定証明書を難民申請者に交付する。
- ② 法務部長官は、難民認定の申請に対し難民に該当しないと決定するときは、難民申請者に、その事由及び 30 日以内に異議申立てを提起することができる旨を記載した難民不認定決定通知書を交付する。
- ③ 第 2 項の規定による難民不認定決定通知書には、決定の理由（難民申請者の事実の主張及び法律上の主張に対する判断を含む）及び異議申立ての期限、方法を明示しなければならない。
- ④ 第 1 項又は第 2 項の規定による難民認定等の決定は、難民認定申請書を受理した日から 6 か月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ないときは、6 か月の範囲内で期間を定めて当該期間を延長することができる。
- ⑤ 第 4 項ただし書の規定により当該期間を延長するときは、従前の期間が満了する 7 日前までに、難民申請者に通知しなければならない。
- ⑥ 第 1 項の規定による難民認定申請書及び第 2 項の規定による難民不認定決定通知書は、事務所長等を経て難民申請者若しくはその代理人に交付し、又は行政手続法第 14 条⁽⁹⁾の規定により送達する。

第 19 条（難民認定の制限）

法務部長官は、難民申請者が難民に該当すると認めるときにも、次の各号のいずれかに該当すると認めるに足りる相当の理由があるときは、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、難民不認定の決定を行うことができる。

- 1 国連難民機構⁽¹⁰⁾以外に、国連の他の機構又は機関から、保護又は援助を現在受けているとき。ただし、保護又は援助を現在受

けている者の地位が、国連総会により採択された関連決議文により最終的に解決されることなく、その保護又は援助の付与が何らかの理由により中止される場合を除く。

- 2 国際条約又は一般的に承認された国際法規で定める、世界平和に反する犯罪、戦争犯罪又は人道主義に反する犯罪を行ったとき。
- 3 大韓民国に入国する前に、大韓民国外で重大な非政治的犯罪を行ったとき。
- 4 国連の目的及び原則に反する行為を行ったとき。

第 20 条 (身元確認のための保護)

- ① 出入国管理を行う公務員は、難民申請者が自分の身元を隠蔽し、難民認定を受ける目的で、旅券等の身分証を故意に破棄し、又は虚偽の身分証を行使したことが明らかなきときは、その身元を確認するため、出入国管理法第 51 条⁽¹⁾の規定により、事務所長等から保護命令書の発給を受け、当該難民申請者を保護することができる。
- ② 第 1 項の規定により保護された者に対しては、その身元が確認され、又は 10 日以内に身元を確認することができないときは、直ち

(9) 行政手続法第 14 条 (送達)

- ① 送達は、郵便、交付、情報通信網利用等の方法によるが、送達を受ける者(代表者又は代理人を含む。以下同じ)の住所、居所、営業所、事務所又は電子郵便住所(以下「住所等」という。)に送達する。ただし、送達を受ける者が同意するときは、送達を受ける者と面会する場所において送達することができる。
- ② 交付による送達は、受領確認書を受け取り文書を交付することにより行い、送達する場所において送達を受ける者に面会できなかったときは、その事務員、被用者又は同居者で、事理を分別する能力のある者に交付することができる。
- ③ 情報通信網を利用した送達は、送達を受ける者が同意するときに限る。この場合、送達を受ける者は、送達を受ける電子郵便住所等を指定しなければならない。
- ④ 次の各号のいずれかに該当するときは、送達を受ける者の目につきやすいよう、官報、公報、掲示板及び日刊新聞中 1 種以上に公告し、インターネットにも公告しなければならない。
 - 1 送達を受ける者の住所等を通常の方法により確認することができないとき。
 - 2 送達が不可能なとき。
- ⑤ 行政庁は、送達する文書の名称、送達を受ける者の氏名又は名称、発送方法及び発送年月日を確認することのできる記録を保管しなければならない。

「행정 절차법」(行政手続法) <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1224&PROM_DT=20111202&PROM_NO=11109>

(10) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) を指す。

- (11) 前掲注(8). 出入国管理法第 51 条の内容は次のとおりである。なお、出入国管理法第 46 条第 1 項各号は強制退去対象者を規定している。

出入国管理法第 51 条 (保護)

- ① 出入国管理を行う公務員は、外国人が第 46 条第 1 項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があり、逃走し、又は逃走するおそれがあるときは、事務所長、出張所長又は外国人保護所長から保護命令書の発給を受け、当該外国人を保護することができる。
- ② 第 1 項の規定による保護命令書の発給を申請するときは、保護の必要性を認定することができる資料を添付し、提出しなければならない。
- ③ 出入国管理を行う公務員は、外国人が第 46 条第 1 項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があり、逃走し、又は逃走するおそれがある緊急の場合において、事務所長、出張所長又は外国人保護所長から保護命令書の発給を受ける余裕がないときは、その事由を知らせて緊急に保護することができる。
- ④ 出入国管理を行う公務員は、第 3 項の規定により外国人を緊急に保護したときは、直ちに緊急保護書を作成し、当該外国人に示さなければならない。
- ⑤ 出入国管理を行う公務員は、第 3 項の規定により外国人を保護したときは、48 時間以内に保護命令書の発給を受け、当該外国人に示さなければならない。保護命令書の発給を受けられなかったときは、直ちに保護を解除しなければならない。

に保護を解除しなければならない。ただし、やむを得ない事情により確認が遅滞するときは、事務所長等は10日の範囲内で保護を延長することができる。

第21条（異議申立て）

- ① 第18条第2項又は第19条の規定により難民不認定の決定を受けた者又は第22条の規定により難民認定が取り消され若しくは撤回された者は、その通知を受けた日から30日以内に法務部長官に異議申立てを行うことができる。この場合、異議申立書に、異議の事由を疎明する資料を添付し、事務所長等に提出しなければならない。
- ② 第1項の規定による異議申立てを行ったときは、行政審判法の規定による行政審判を請求することができない。
- ③ 法務部長官は、第1項の規定により異議申立書を受理したときは、遅滞なく第25条の規定による難民委員会に送付しなければならない。
- ④ 第25条の規定による難民委員会は、直接又は第27条の規定による難民調査官を通じ、事実調査を行うことができる。
- ⑤ その他難民委員会の審査手続に関する具体的な事項は、大統領令で定める。
- ⑥ 法務部長官は、難民委員会の審査を経て第18条の規定による難民認定の可否を決定する。
- ⑦ 法務部長官は、異議申立書を受理した日から6か月以内に、異議申立てに対する決定を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、その期間内に異議申立てに対する決定を行うことができないときは、6か月の範囲内で期間を定めて当該期間を延長することができる。
- ⑧ 第7項ただし書の規定により、異議申立ての審査期間を延長するときは、その期間が満

了する7日前までに、難民申請者に通知しなければならない。

第22条（難民認定の決定の取消し等）

- ① 法務部長官は、難民認定の決定が、虚偽の文書の提出、虚偽の陳述又は事実の隠蔽によるものであることが明らかになった場合は、難民認定を取り消すことができる。
- ② 法務部長官は、難民認定者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、難民認定の決定を撤回することができる。
 - 1 再び自発的に国籍国の保護を受けている場合
 - 2 国籍を喪失した後、自発的に国籍を回復した場合
 - 3 新しい国籍を取得し、その国籍国の保護を受けている場合
 - 4 迫害を受けるおそれのため、居住している国を離れ、又はその国の外に滞在した後、自由な意思でその国に再定住した場合
 - 5 難民認定の決定の主な根拠となった事由が消滅し、これ以上国籍国の保護を受けることを拒否することができなくなった場合
 - 6 無国籍者として難民認定された事由が消滅し、従前の常居所国に帰ることができる場合
- ③ 法務部長官は、第1項又は第2項の規定により、難民認定の決定を取り消し、又は撤回したときは、その事由及び30日以内に、異議申立てを行うことができる旨を記載した難民認定取消通知書又は難民認定撤回通知書で、その事実を通知しなければならない。この場合、通知の方法は第18条第6項の規定を準用する。

第23条（審理の非公開）

難民委員会及び裁判所は、難民申請者、その家族等の安全のため必要と認めるときは、

難民申請者の申請又は職権により、審査又は審理を公開しない旨の決定をすることができる。

第24条（再定住希望難民の受容）

- ① 法務部長官は、再定住希望難民の受入れの可否、受入規模、出身地域等、主要事項に関し、在韓外国人処遇基本法第8条の規定による外国人政策委員会の審議を経て、再定住希望難民の国内定住を許可することができる。この場合、定住許可は第18条第1項の規定による難民認定とみなす。
- ② 第1項の規定による国内定住の許可の要件、手続等、具体的な事項は、大統領令で定める。

第3章 難民委員会等

第25条（難民委員会の設置及び構成）

- ① 第21条の規定による異議申立てに対する審査を行うため、法務部に難民委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、委員長1人を含む15人以下の委員で構成される。
- ③ 委員会に分科委員会を置くことができる。

第26条（委員の任命）

- ① 委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、法務部長官が任命し又は委嘱する。
 - 1 弁護士の資格がある者
 - 2 高等教育法第2条第1号又は第3号の規定による学校⁽¹²⁾において、法律学等を教授する副教授以上の職にある者、又は当該職にあった者
 - 3 難民関連業務を担当する4級以上の公務員、又は公務員であった者
 - 4 その他難民に関して専門的な知識及び経験のある者

- ② 委員長は、委員の中から法務部長官が任命する。
- ③ 委員の任期は3年とし、引き続き再任することができる。

第27条（難民調査官）

- ① 委員会に、難民調査官を置く。
- ② 難民調査官は、委員長の命を受け、異議申立てに対する調査その他委員会の事務を処理する。

第28条（難民委員会の運営）

第25条から第27条までに規定する事項以外に、委員会の運営等に必要な事項は、法務部令で定める。

第29条（国連難民機構との交流及び協力）

- ① 法務部長官は、国連難民機構が次の各号に掲げる事項に関する統計等の資料の提供を要請するときは、これに協力しなければならない。
 - 1 難民認定者及び難民申請者の状況
 - 2 難民条約及び難民議定書の実施状況
 - 3 難民関係法令（立法予告をした場合を含む）
- ② 法務部長官は、国連難民機構又は難民申請者の要請があるときは、国連難民機構が次の各号に掲げる行為を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 1 難民申請者との面談
 - 2 難民申請者に対する面接の立会い
 - 3 難民認定の申請又は異議申立てに対する審査に関する意見の提示
- ③ 法務部長官及び難民委員会は、国連難民機構が難民条約及び難民議定書の実施状況を点検する任務を円滑に遂行することができるよう便宜を提供しなければならない。

(12) 大学又は教育大学を指す。「고등교육법」(高等教育法) <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0810&PROM_DT=20120321&PROM_NO=11384>

第4章 難民認定者等の処遇

第1節 難民認定者の処遇

第30条 (難民認定者の処遇)

- ① 大韓民国に在留する難民認定者は、他の法律の規定にかかわらず、難民条約の規定による処遇を受ける。
- ② 国及び地方公共団体は、難民の処遇に関する政策の策定及び実施、関係法令の整備、関係省庁等に対する支援その他必要な措置を講じなければならない。

第31条 (社会保障)

難民として認定され、国内に在留している外国人は、社会保障基本法第8条⁽¹³⁾等の規定にかかわらず、大韓民国国民と同水準の社会保障を受ける。

第32条 (基礎生活保障)

難民として認定され、国内に在留している外国人は、国民基礎生活保障法第5条の2⁽¹⁴⁾の規定にかかわらず、本人の申請により、同法第7条から第15条⁽¹⁵⁾までの規定による保護を受ける。

第33条 (教育の保障)

- ① 難民認定者又はその子が、民法に定める未成年者であるときは、国民と同じく初等教育

及び中等教育を受ける。

- ② 法務部長官は、難民認定者に対し、大統領令で定めるところにより、年齢、修学能力、教育環境等を考慮し、必要な教育を受けることができるよう、支援することができる。

第34条 (社会適応教育等)

- ① 法務部長官は、難民認定者に対し、大統領令で定めるところにより、韓国語教育等、社会適応教育を実施することができる。
- ② 法務部長官は、難民認定者が希望するときは、大統領令で定めるところにより、職業訓練を受けることができるよう、支援することができる。

第35条 (学力認定)

難民認定者は、大統領令で定めるところにより、外国で履修した学校教育の程度に相当する学力の認定を受けることができる。

第36条 (資格認定)

難民認定者は、関係法令で定めるところにより、外国で取得した資格に相当する資格又はその資格の一部の認定を受けることができる。

第37条 (配偶者等の入国許可)

- ① 法務部長官は、難民認定者の配偶者又は未成年者の子が入国を申請するときは、出入国管理法第11条⁽¹⁶⁾に該当する場合を除き、入

(13) 社会保障基本法第8条では、「国内に居住する外国人に社会保障制度を適用するときは、相互主義の原則によるが、関係法令で定めるところによる」と規定されている。「사회보장기본법」(社会保障基本法)〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0185&PROM_DT=20120126&PROM_NO=11238〉

(14) 国民基礎生活保障法第5条の2では、外国人の受給権者を「国内に在留している外国人中、大韓民国国民と婚姻した者で本人又は配偶者が妊娠中であるもの、大韓民国国籍の未成年の子を養育している者又は配偶者の大韓民国国籍である直系尊属と生計を一にしている者で、大統領令で定めるもの」に制限している。「국민기초생활보장법」(国民基礎生活保障法)〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1636&PROM_DT=20120201&PROM_NO=11248〉

(15) 同上。給付の種類(生計給付、住居給付、医療給付、教育給付、出産給付、葬祭給付及び自活給付)、給付内容等が規定されている。

国を許可しなければならない。

- ② 第1項の規定による配偶者及び未成年者の範囲は、民法の規定による。

第38条（難民認定者に対する相互主義適用の排除）

難民認定者に対しては、他の法律の規定にかかわらず、相互主義を適用しない。

第2節 人道的配慮による在留者の処遇

第39条（人道的配慮による在留者の処遇）

法務部長官は、人道的配慮による在留者に対し、就業活動を許可することができる。

第3節 難民申請者の処遇

第40条（生計費等の支援）

- ① 法務部長官は、大統領令で定めるところにより、難民申請者に生計費等を支援することができる。
- ② 法務部長官は、難民認定の申請日から6か月が経過したときは、大統領令で定めるところにより、難民申請者に就業を許可することができる。

ろにより、難民申請者に就業を許可することができる。

第41条（住居施設の支援）

- ① 法務部長官は、大統領令で定めるところにより、難民申請者が居住する住居施設を設置し、運営することができる。
- ② 第1項の規定による住居施設の運営等に必要事項は、大統領令で定める。

第42条（医療支援）

法務部長官は、大統領令で定めるところにより、難民申請者に医療支援を行うことができる。

第43条（教育の保障）

難民申請者及びその家族のうち、未成年者である外国人は、国民と同水準の初等教育及び中等教育を受けることができる。

第44条（特定難民申請者の処遇制限）

第2条第4号タ、第8条第5項第2号又は

(16) 前掲注(8). 出入国管理法第11条の内容は次のとおりである。

出入国管理法第11条（入国の禁止等）

- ① 法務部長官は、次の各号のいずれかに該当する外国人に対しては、入国を禁止することができる。
- 1 感染症患者、麻薬中毒者その他の公衆衛生上危害を及ぼすおそれがあると認められる者
 - 2 「銃砲、刀剣、火薬類等取締法」で定める銃砲、刀剣、火薬類等を違法に所持し入国しようとする者
 - 3 大韓民国の利益又は公共の安全を害する行動をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - 4 経済秩序若しくは社会秩序を害し、又は善良な風俗を害する行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - 5 事理を分別する能力がなく国内において在留活動を補助する者がいない精神障害者、国内滞在費用を負担する能力のない者その他救護が必要な者
 - 6 強制退去命令を受けて出国した後、5年が経過しない者
 - 7 1910年8月29日から1945年8月15日の間に、次の各項目のいずれかに該当する政府の指示を受け、又は当該政府と連携し、人種、民族、宗教、国籍、政治的見解等を理由に人を虐殺又は虐待することに関与した者
 - カ 日本政府
 - ナ 日本政府と同盟関係にあった政府
 - タ 日本政府の優越的な力が及んでいた政府
 - 8 第1号から第7号の規定に準ずる者で、法務部長官が、その入国を適当でないと認めた者
- ② 法務部長官は、入国しようとする外国人の本国が、第1項各号以外の事由で国民の入国を拒否するときは、当該事由と同一の事由により、当該外国人の入国を拒否することができる。

同項第3号のいずれかに該当する難民申請者の場合は、大統領令で定めるところにより、第40条第1項及び第41条から第43条までに規定する処遇の一部を制限することができる。

第5章 補則

第45条（難民支援施設の運営等）

- ① 法務部長官は、第34条、第41条及び第42条に規定する職務等を効率的に遂行するため、難民支援施設を設置し、運営することができる。
- ② 法務部長官は、必要と認めるときは、第1項の規定による職務の一部を民間に委託することができる。
- ③ 難民支援施設の利用対象者、運営及び管理、民間委託等に必要な事項は、大統領令で定める。

第46条（権限の委任）

法務部長官は、この法律の規定による権限の一部を、大統領令で定めるところにより、事務所長等に委任することができる。

第6章 罰則

第47条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第17条の規定に違反した者
- 2 虚偽の文書の提出、虚偽の陳述又は事実の隠蔽により難民として認定され、又は人道的配慮による在留許可を受けた者

附則 < 第 11298 号 , 2012.2.10 >

第1条（施行日）

この法律は、2013年7月1日から施行する。

第2条（適用例）

この法律は、この法律の施行後、最初に難民認定の申請を行う場合から適用する。

第3条（他の法律の改正）

（略）

（ふじわら なつと）